

はじめに



三宅町では、平成17年の『三宅町 次世代育成支援行動計画（前期計画）』に始まり、令和2年に『三宅町 第2期子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「みらい・すくすく・いきいき 輝け！三宅っ子」を基本理念として、子どもたちが未来に夢を持って健やかに育ち、保護者の方も安心して子育てができる環境を整えるため、行政と地域や社会が一体となって取り組んでまいりました。

そしてこのたび、子どもの最善の利益を確保し、子ども本人の意見を尊重するとともに、住民が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりをさらに推進するため、『三宅町 第3期子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。本計画では、これまでの取組を継続・発展させるとともに、社会情勢の変化や多様化する子育てニーズに対応し、地域資源を活かした支援の強化を図ってまいります。

現在国においては、少子高齢化の進行や核家族・単身世帯の増加、地域コミュニティの変容などが進行し、子どもと家庭を取り巻く状況が急速に変化し続けています。

こうした中、本町では、社会構造や行動の変容のスピードが加速化する現代だからこそ、子どもたちが自分たちの人生を選択できる力を身につけられるよう、幼小中が連携した非認知能力を核とした教育を進め、一律型から個別最適化の教育へのシフトを進めていきたいと考えています。また、現在構想中のコミュニティスクールの取り組みをはじめ、学校と地域が連携して、協働しながら子どもたちを支えていくまちづくりをめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、真摯にご審議を重ねていただきました「三宅町子ども・子育て会議」委員のみなさまをはじめ、多くの町民の皆さま、関係者、関係機関・団体の皆さまにご協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。本町は、今後も「子どもを安心して産み育てられるまち」を目指し、町民の皆さまとともに、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年（2025）年3月

三宅町長 森田 浩司

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨 2
2. 計画の法的根拠と位置付け 4
3. 計画の期間 5
4. 計画の策定体制 5

第2章 三宅町の子ども・子育てを取り巻く現状

1. 統計に見る三宅町 8
2. ニーズ調査結果 21

第3章 計画の理念と施策の体系

1. 基本理念 38
2. 基本的な視点 38
3. 基本目標 39
4. 施策の体系 40

第4章 施策の展開

1. 子どもの学びと育ちを支えるまち 42
2. 子育てと地域や社会をつなぐまち 48
3. 親と子の健やかな成長を支えるまち 54
4. 子どもたちが安心して自分らしく暮らせるまち 61

第5章 事業量の見込みと確保の方策

1. 区域の設定 68
2. 量の見込みと確保の方策 68

第6章 計画の推進体制

1. 住民と行政の協働による取り組みの推進 84
2. 関係団体等との連携強化 84
3. 庁内における推進体制 84
4. 国・県・近隣市町村との連携 84
5. 計画内容や進捗状況の周知 84

資料編

1. 計画の策定経過 86
2. 三宅町子ども・子育て会議設置条例 87
3. 三宅町子ども・子育て会議委員名簿 89
4. 用語集 90

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

～近年の国の動向（こども家庭庁の発足）～

わが国の人口をみると、総人口は2008年をピークに減少し始め、生産年齢人口では1995年をピークに減少に転じています。14歳以下の人口では、さらにさかのぼり、1982年から連続して減少が続いており、少子高齢化に歯止めがかからない状況となっています。急速な出生率の低下による少子高齢化の進行、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、子どものいじめや自殺の増加など、子どもを取り巻く諸問題は、国全体の大きな課題として認識されています。

これらの動向を背景に、国では令和5年4月こども家庭庁を発足し、こども基本法を施行、また、同年12月に「こども大綱」を閣議決定しました。これは、すべての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すものです。

また、令和5年12月に閣議決定された、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、こども基本法の理念にのっとり、「①こどもの権利と尊厳を守る」、「②「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める」、「③「こどもの誕生日前」から切れ目なく育ちを支える」、「④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする」、「⑤こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す」という5つのビジョンに基づき、すべての人と共有したい基本的視点が整理されています。

さらに、同年同月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、こどもの居場所を、子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性すべてが、子ども・若者にとっての居場所になり得るものとし、誰一人取り残さず、すべての子ども・若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）であることを目指し、4つの基本的な視点として、「ふやす ～多様なこどもの居場所がつけられる～」、「つなぐ ～こどもが居場所につながる～」、「みがく ～こどもにとって、より良い居場所となる～」、「ふりかえる ～こどもの居場所づくりを検証する～」が重要とされています。

～子ども・子育て支援の充実に向けて～

振り返ると、平成27年度（2015年度）に「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートし、市町村においても、子ども・子育て関連3法のひとつである「子ども・子育て支援法」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組みを進めてきました。加えて、令和元年10月に始まった幼児教育・保育の無償化や働き方改革等により、子育てや、子育て世帯の暮らしのあり方も多様化しており、さまざまなニーズに対応する子育て支援の充実が求められてきました。

本町においても『三宅町次世代育成支援行動計画』における基本理念「みらい・すくすく・いきいき 輝け！三宅っ子」を引き継ぎ、平成27年3月に「三宅町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「三宅町 第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、行政と地域や社会が一体となった支援に取り組み、子どもが夢を持って健やかに育つまちづくりを進めてきました。

～第3期計画策定の趣旨～

このたび、第2期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、多様化する子育て支援ニーズに対応していくため、第2期計画の進捗状況等を検証するとともに、こども基本法の制定やこども大綱の閣議決定などの国の動向も踏まえつつ、本町の子ども健やかな育ちと保護者の子育てを地域や社会全体で支援し、子どもの最善の利益を確保しながら、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を目的とし、「三宅町 第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとします。

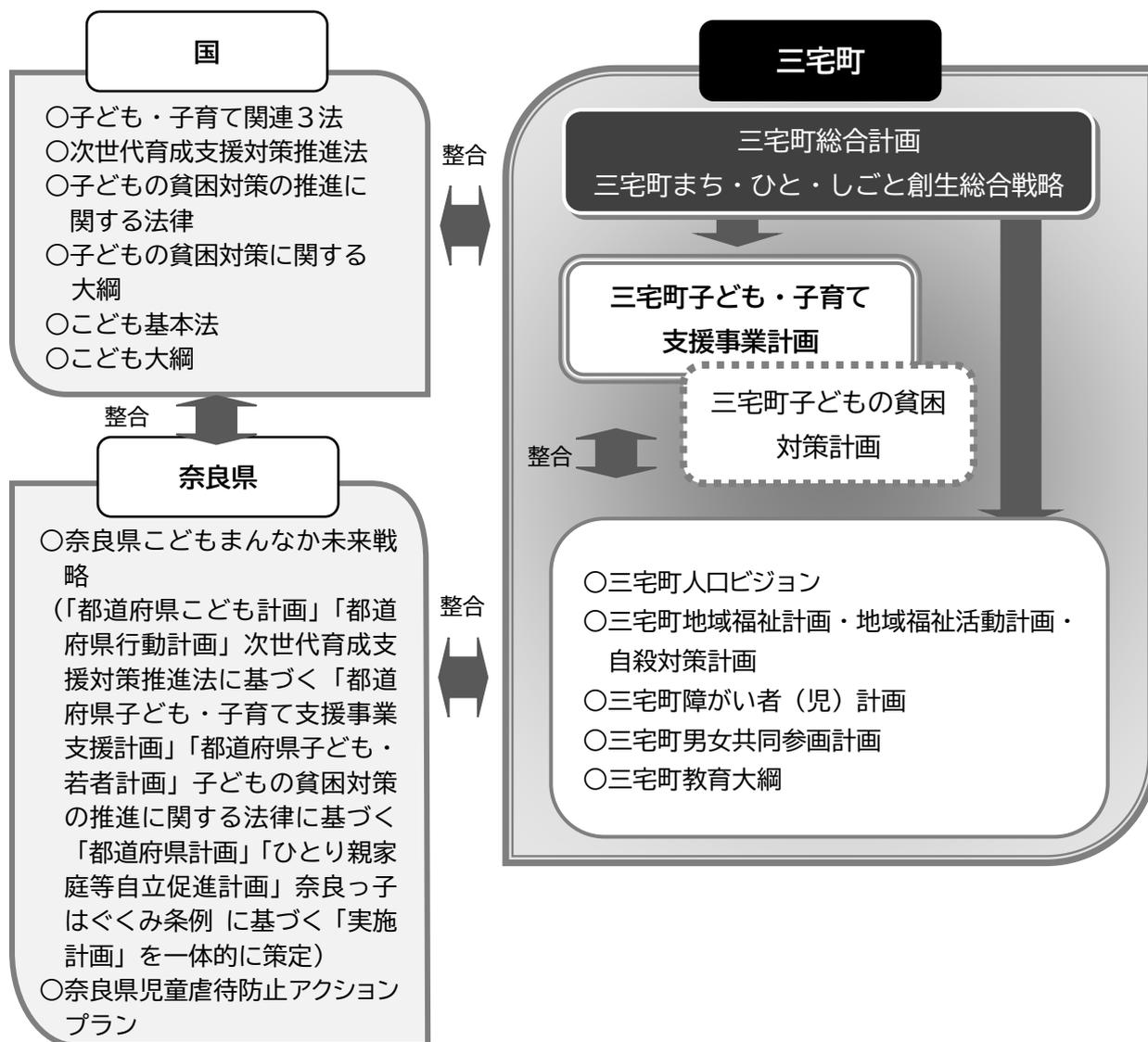
また、平成26年1月から施行されている「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が本年6月に一部改正され、国・地方公共団体が連携しながらより一層の子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととされており、本町においても子どもの貧困対策について包含した計画として策定します。

2. 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき定める市町村子ども・子育て支援事業計画であり、令和2年3月に策定した「三宅町 第2期子ども・子育て支援事業計画」の考え方を継承し、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画の内容を一部含め策定するものです。

加えて、国における子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)及び「子どもの貧困対策に関する大綱」の趣旨等を踏まえ、子どもの貧困対策についても包含し、関連法や国や県の諸計画、町の最上位計画である「三宅町総合計画」をはじめとする諸計画との調和と整合を図りながら策定するものです。

【法的根拠と位置図付け】



3. 計画の期間

本計画の期間は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」について5年を一期とすると定めた子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。なお期間中であっても、状況の変化等により必要が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
三宅町子ども・子育て支援事業計画	第2期		第3期（本計画）				
三宅町総合計画	平成30年（2018年）4月～令和9年（2028年）3月					次期	

4. 計画の策定体制

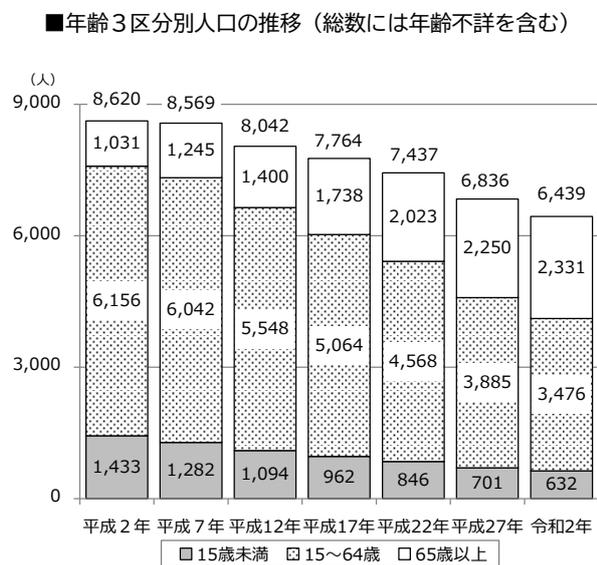
町内の未就学児及び小学生を持つ保護者、中学生、15歳以上18歳未満を対象としたアンケート調査、庁内を対象としたヒアリング等の結果を踏まえ、『三宅町子ども・子育て会議』での協議を経て策定しました。

第2章 三宅町の子ども・子育てを取り巻く現状

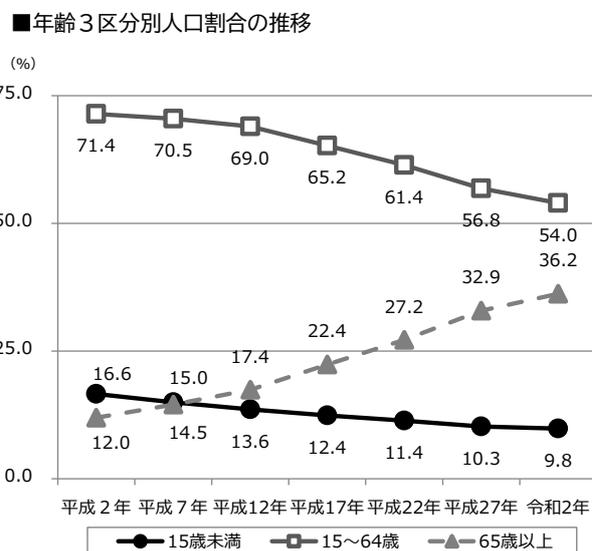
1. 統計に見る三宅町

(1) 長期の人口動態

過去7回の国勢調査の結果を見ると、三宅町の人口は平成2年以降減少を続けています。年齢3区分別人口割合の推移を見ると、15歳未満と15～64歳の割合は減少しており、特に15～64歳の割合は近年大きく減少しているのに対し、65歳以上の割合は増加を早めています。年齢3区分別人口割合を国や県と比較すると、三宅町は15歳未満と15～64歳の割合がやや少なく、65歳以上の割合が4～8%程度多くなっています。

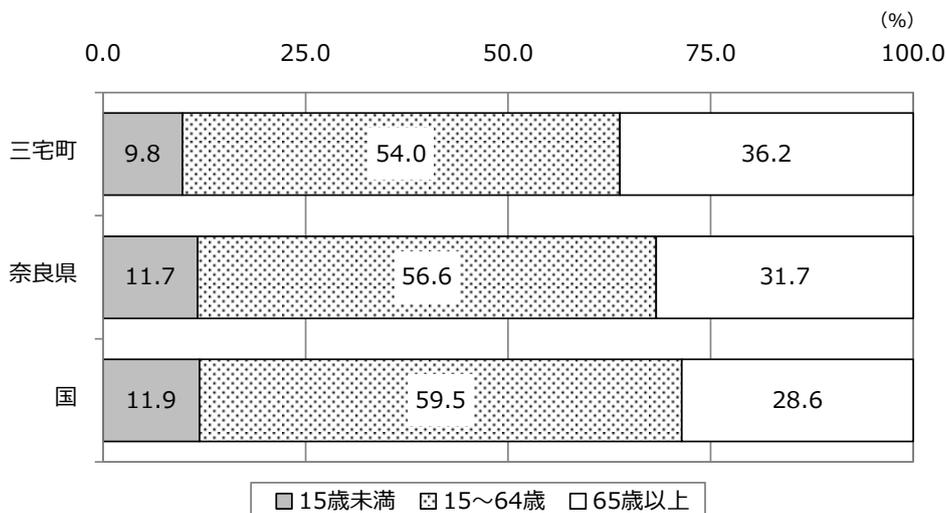


資料：国勢調査



資料：国勢調査

■令和2年調査における年齢3区分別人口割合の比較

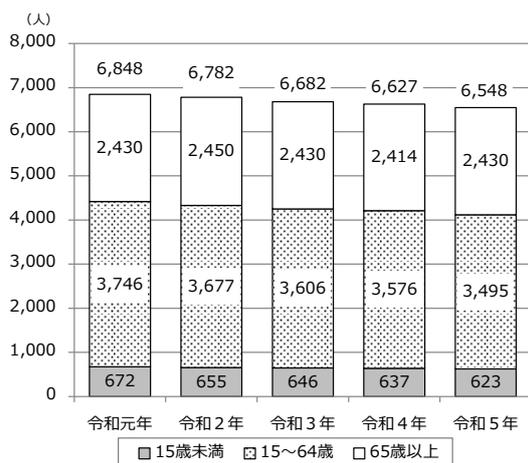


資料：国勢調査

(2) 近年の人口動態

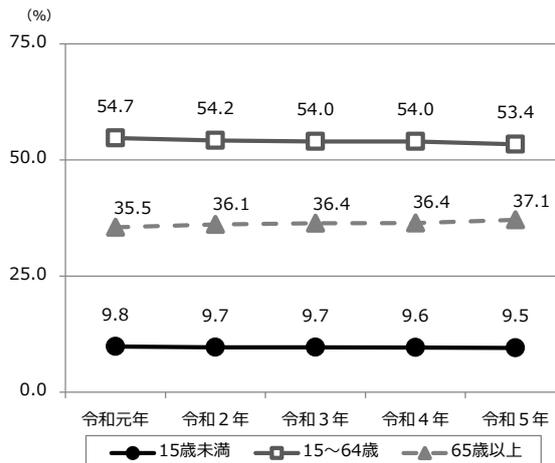
近年、三宅町の人口は、やや減少傾向で推移しています。年齢3区分別人口では、15歳未満は微減、15～64歳は減少傾向ですが、65歳以上は増減を繰り返しながら、2,400人強で推移しています。なお、令和5年10月1日現在の5歳階級別人口では、男性は50～54歳、女性は75～79歳がピークとなっています。

■年齢3区分別人口の推移（総数には年齢不詳を含む）



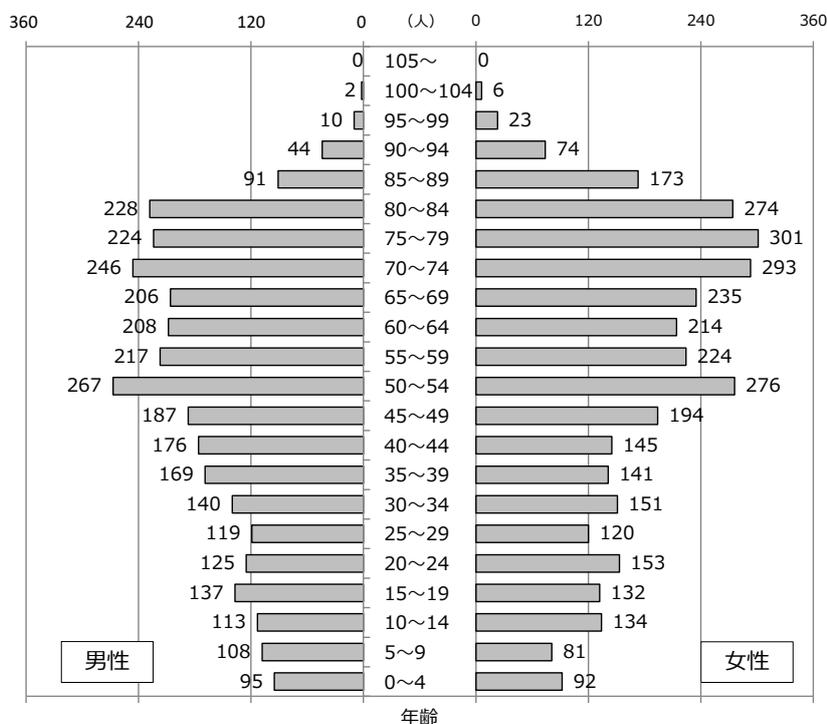
資料：三宅町人口統計（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



資料：三宅町人口統計（各年10月1日現在）

■令和5年10月1日現在の男女5歳階級別人口



資料：三宅町人口統計（令和5年10月1日）

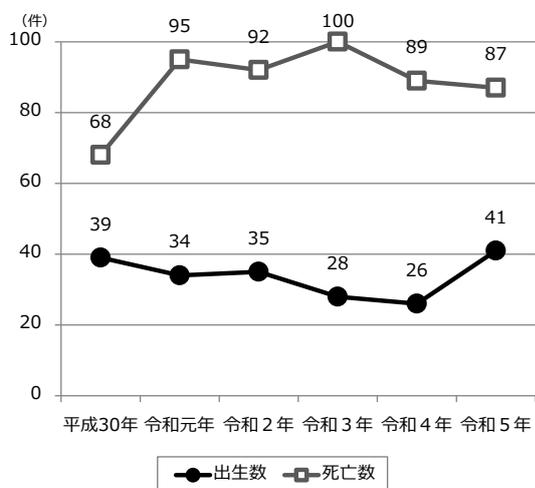
(3) 出生・婚姻の状況

平成30年から令和5年にかけて、三宅町では死亡数が出生数を上回る形で推移しています。

自然増加率（出生率から死亡率を引いた値）については、奈良県、国と比較した場合、三宅町が低くなっています。

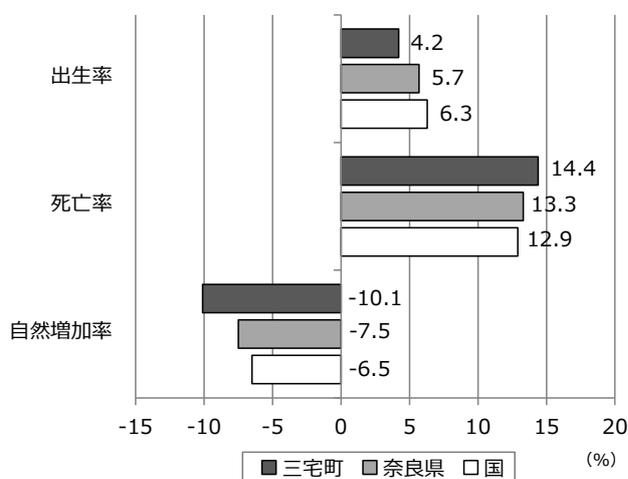
婚姻数・離婚数については、平成30年から令和5年にかけて増減を繰り返しています。

■出生数・死亡数の推移



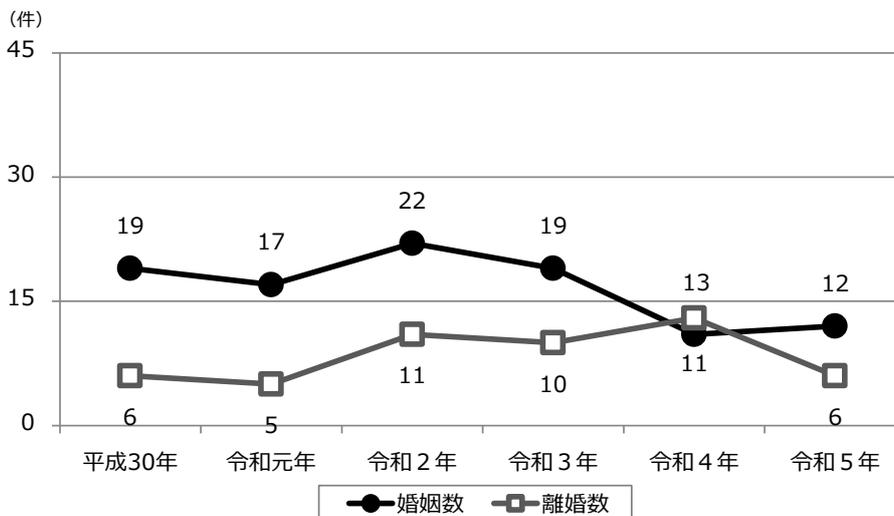
資料：奈良県保健衛生統計

■令和4年の自然増加率等



資料：奈良県保健衛生統計
令和4年人口動態統計（確定数）の概況

■婚姻数・離婚数の推移

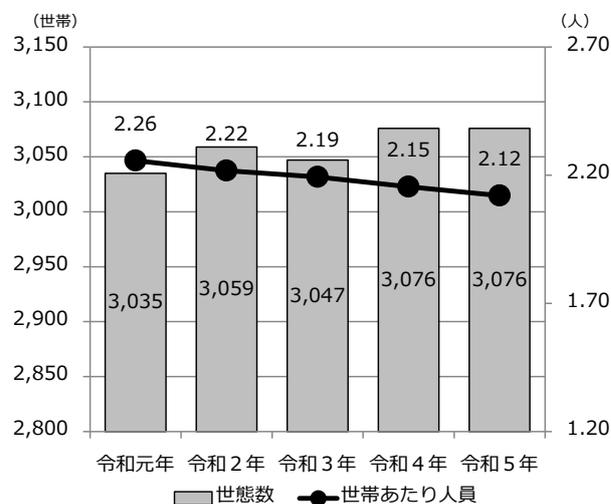


資料：奈良県保健衛生統計

(4) 世帯数と世帯の種類

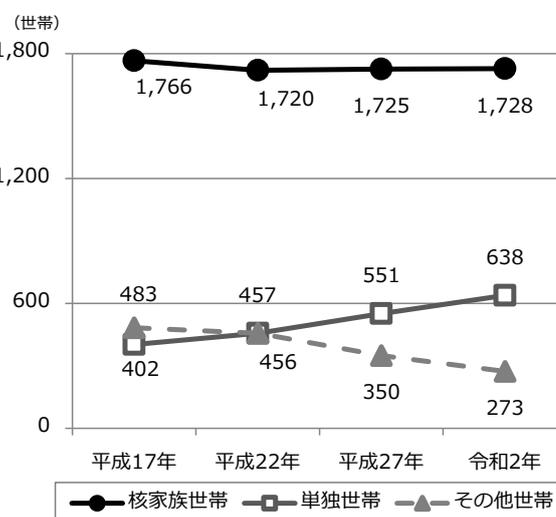
令和元年から令和5年にかけて、三宅町の世帯数は、増減しながら推移しており、令和5年で3,076世帯となっています。また、国勢調査における平成17年から令和2年の一般世帯数（総世帯数から施設等の世帯数を除いた数）の推移を世帯の種類別に見ると、単独世帯が増加し、核家族世帯は概ね横ばい、その他世帯（単独世帯と核家族世帯以外の世帯）は減少しています。なお、令和2年の世帯の種類を奈良県や国と比較した場合、三宅町の「単独世帯」の割合はまだ少なく、「核家族世帯（特に夫婦のみ世帯）」と、「その他世帯」の割合が多くなっています。

■近年の世帯総数と世帯当たりの人員の推移



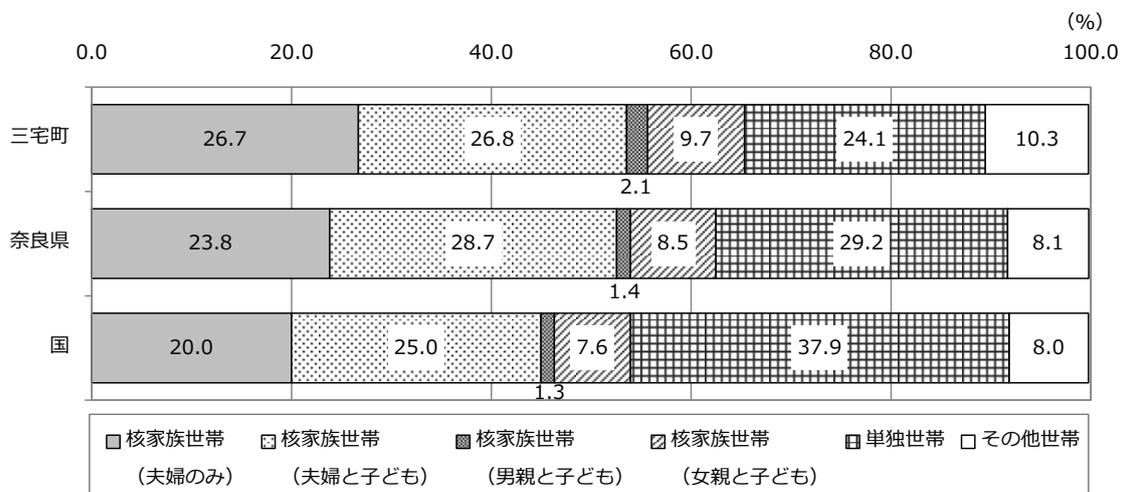
資料：三宅町人口統計（各年10月1日現在）

■世帯の種類推移



資料：国勢調査

■令和2年の世帯数の種類と比較

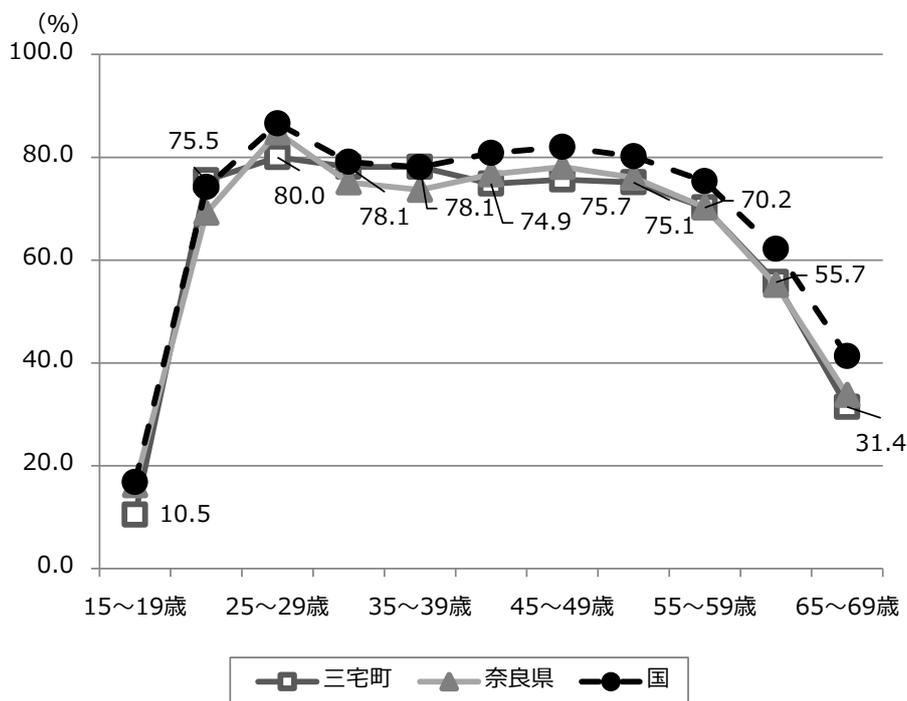


資料：国勢調査

(5) 女性の5歳年齢階級別労働力率の比較

令和2年の女性の5歳年齢階級別労働力率では、25～29歳をピークに落ち込み、45～49歳あたりから回復するゆるやかなM字カーブを描いています。また、県と比べると、39歳までは同程度かやや高い労働力率となっています。一方国と比べると、特に40歳以降では概ね低い労働力率となっています。(グラフ内の数字は、三宅町の女性の労働力率)

■令和2年の女性の5歳年齢階級別労働力率



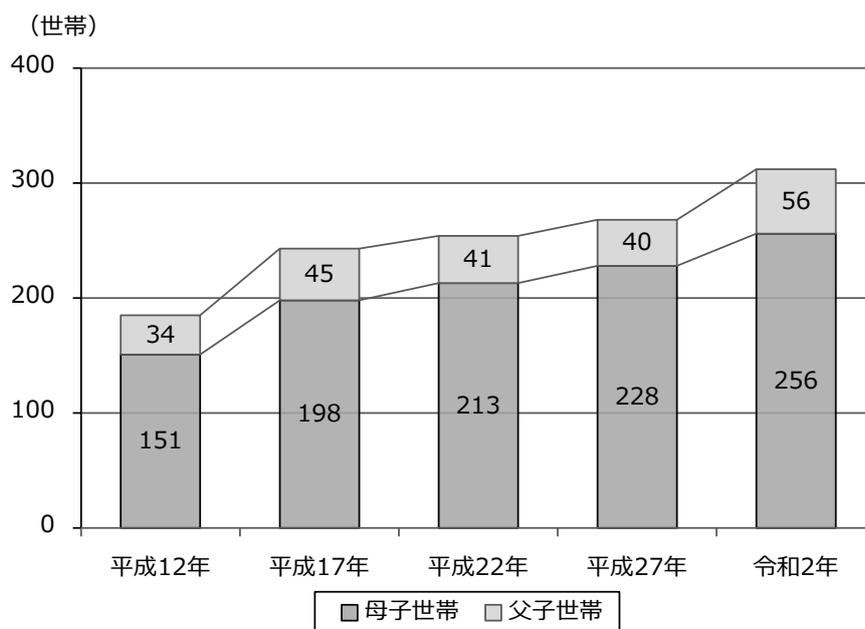
資料：国勢調査

(6) 貧困に関する状況

①ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数の推移について、特に母子世帯は増加傾向がみられます。父子家庭は、平成17年以降減少していましたが、令和2年に増加に転じています。

■ひとり親世帯数の推移

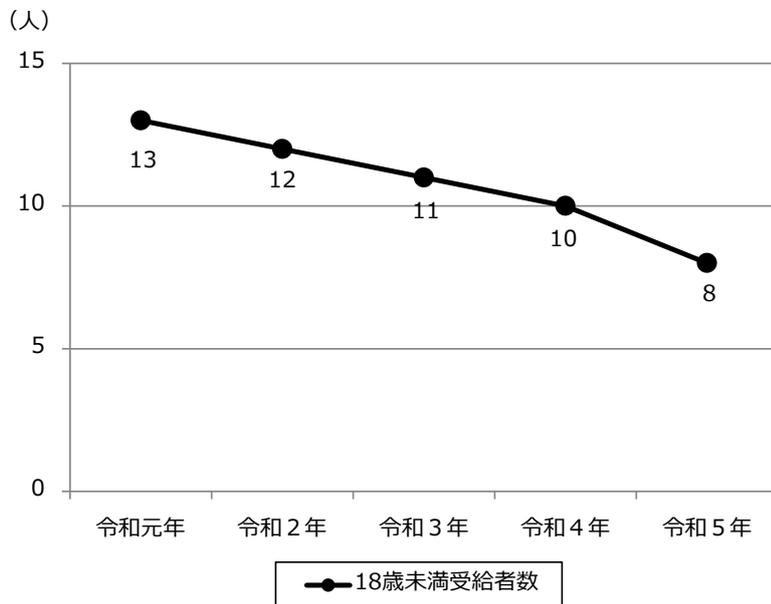


資料：国勢調査

②生活保護受給世帯における18歳未満受給者数の推移

生活保護受給世帯における18歳未満受給者数は、令和元年以降減少傾向にあります。

■生活保護受給世帯における18歳未満受給者数

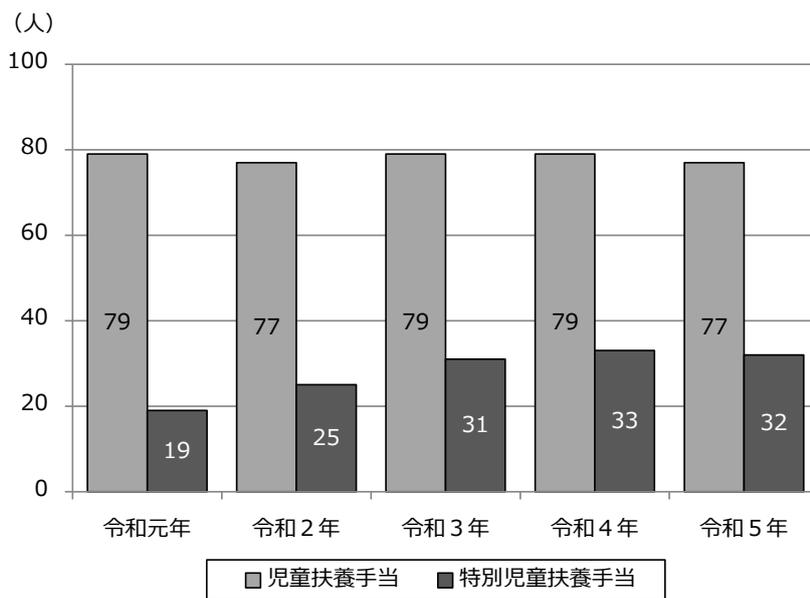


資料：中和福祉事務所、三宅町（各年4月時点）

③児童扶養手当等受給者数

児童扶養手当は横ばい、特別児童扶養手当はやや増加の後、横ばいで推移しています。

■児童扶養手当等受給者数



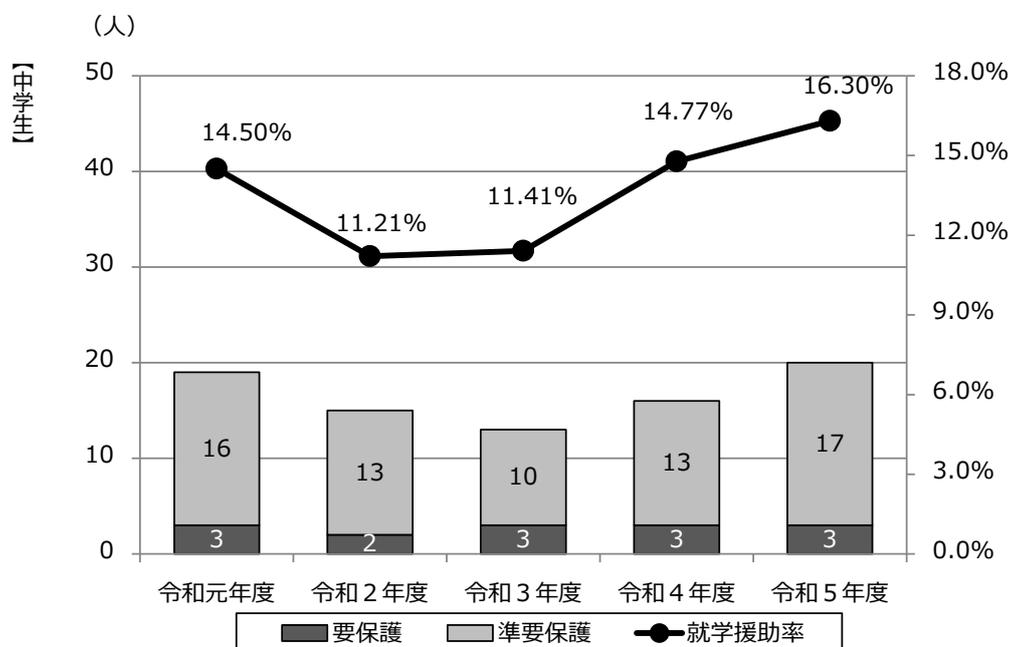
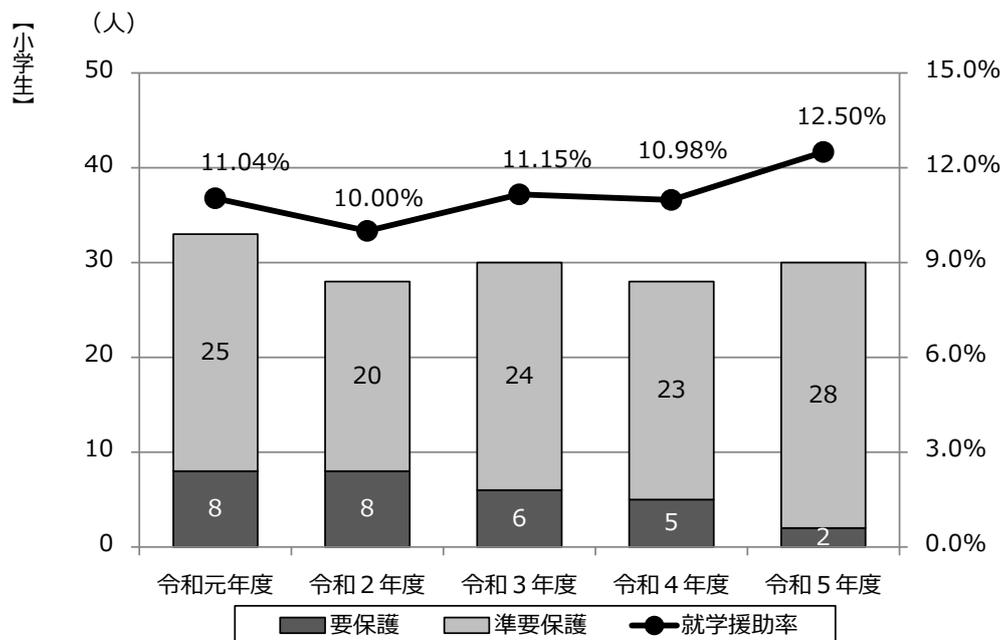
資料：三宅町

④就学援助受給率

小学生では、要保護受給率は減少しており、準要保護受給率は増減を繰り返しています。

中学生では、要保護受給率は概ね横ばい、準要保護受給率は令和4年度以降増加に転じています。

■就学援助受給率



資料：三宅町・川西

※就学援助率は、中学校単位で算出

⑤子どもと親の相談員の配置状況及び相談状況

子どもと親の相談員の配置状況は、以下の通りとなっています。

また、令和5年度では、相談の内容の上位は、「友人のこと」、「勉強のこと」、「自分のこと」の順となっています。

■子どもと親の相談員の配置状況 (人・校)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	2	2	2	1	1
配置学校数(小学校)	1	1	1	1	1

資料：三宅町

■子どもと親の相談員への相談状況(令和5年度) (人・件)

	相談人数	相談件数	上位1位(内容)	上位2位(内容)	上位3位(内容)
小学校 児童・保護者	72	66	友人のこと	勉強のこと	自分のこと

※相談件数は、複数人での相談の場合、1件のカウント

資料：三宅町

⑥スクールカウンセラーの配置状況及び相談状況

スクールカウンセラーの配置状況は、以下の通りとなっています。

また、令和5年度では、中学校生徒の相談の内容の上位は、「遊び」、「自分のこと」、「友人のこと」の順となっています。

■スクールカウンセラーの配置状況 (人・校)

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人	2	2	2	2	2
配置学校数(小学校) (中学校)	校	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1

資料：三宅町

■スクールカウンセラーの相談状況(令和5年度) (人・件)

	相談人数	相談件数	上位1位(内容)	上位2位(内容)	上位3位(内容)
中学校 生徒	11	38	遊び	自分のこと	友人のこと

※相談件数は、複数人での相談の場合、1件のカウント

資料：式下中学校

(7) 就学前児童数の推移

令和元年度から令和4年度にかけて、三宅町の就学前児童数は増加後横ばいでしたが、令和5年度に減少に転じています。一方、三宅幼児園の2号・3号認定の在所児数は、5年間を通してみると、令和3年度以降増加傾向で推移し、1号認定の在所児数も令和4年度以降増加しています。

■就学前児童数 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数	222	234	230	231	220

資料：三宅町（各年度末（翌年）3月1日現在）

■認定こども園（三宅幼児園）の児童数 (人)

2号・3号認定		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員		159	159	159	159	159
在所児数	0歳児	9	2	5	5	8
	1～2歳児	47	51	43	43	51
	3～5歳児	78	74	102	103	100
	計	134	127	150	151	159
	(うち町外利用者)	7	9	9	10	13
待機児童数		0	15	11	12	6

1号認定		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員		81	81	81	81	81
在園児数		25	20	20	27	29

資料：三宅町（各年度末（翌年）3月1日現在）

■小規模保育施設（ひまわりのたね保育所）の児童数 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員				10	10
町内				7	6
町外				2	3

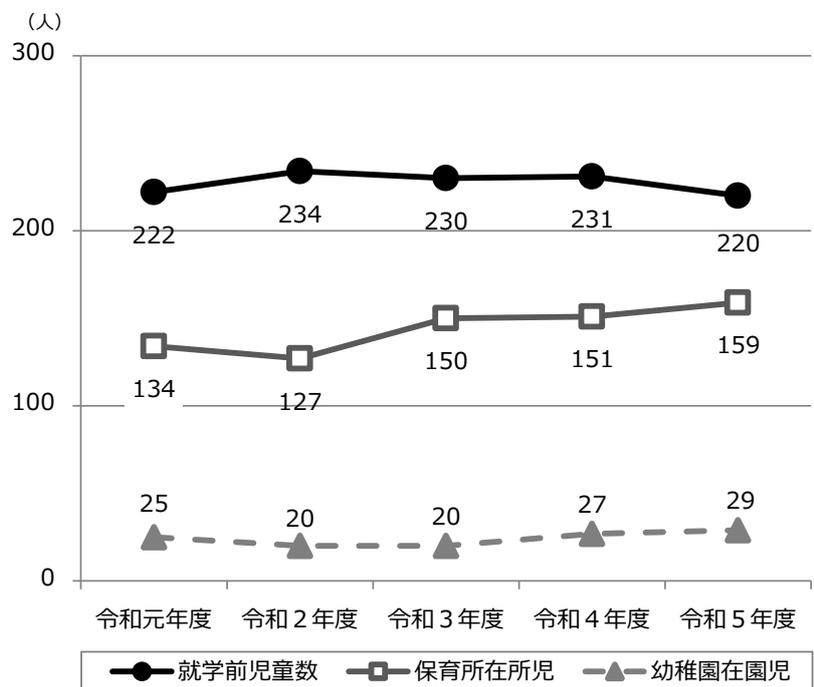
資料：三宅町（各年度末（翌年）3月1日現在）

■町外の保育所・幼稚園への通所・通園者数 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町外の保育所へ	7	8	6	5	2
町外の幼稚園へ	4	3	3	2	3

資料：三宅町（各年度末（翌年）3月1日現在）

■児童数の推移



資料：三宅町（各年度末（翌年）3月1日現在）

(8) 小・中学校児童・生徒数の推移

令和元年度から令和5年度にかけて、三宅町の中学校※生徒数は増減を繰り返しながら推移していますが、小学校児童数は一貫して減少傾向となっています。

※下表の数値は川西町・三宅町式下中学校組合立 式下中学校の生徒数であり、川西町の生徒数も含まれます。

■小学校の児童数・学級数

(校・人・組)

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	校	1				
児童数	人	299	280	269	255	240
うち特別支援児童		10	10	12	17	14
学級数	組	14	15	14	13	11
うち特別支援学級		2	2	3	3	2

資料：三宅町（各年度5月1日現在）

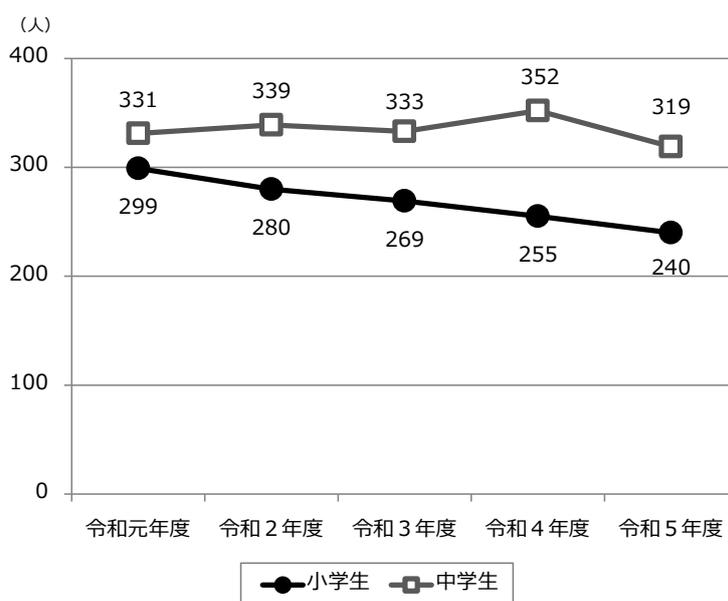
■中学校の生徒数・学級数

(校・人・組)

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	校	1				
生徒数	人	331	339	333	352	319
うち特別支援生徒		19	23	21	18	14
学級数	組	15	17	15	16	14
うち特別支援学級		4	6	5	5	4

資料：三宅町（各年度5月1日現在）

■小学校・中学校の児童・生徒数

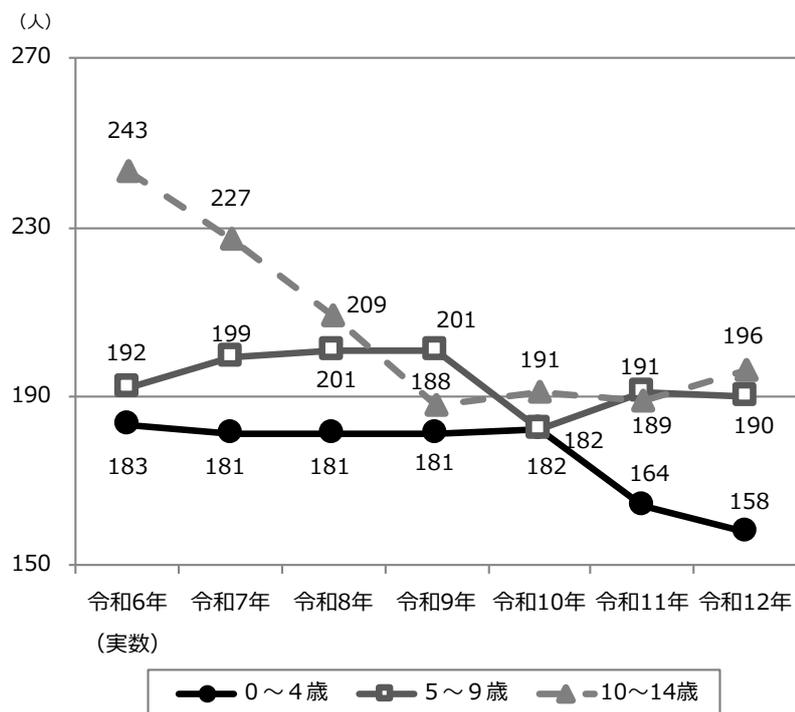


資料：三宅町（各年度5月1日現在）

(9) 推計児童数

令和2年から令和6年の各4月1日の住民基本台帳の年齢別人口を基に算出した推計児童数では、0～4歳は令和10年まで横ばい、その後減少が見込まれます。また、5～9歳では、増減を繰り返しながら、概ね横ばいであり、190～200人前後で推移すると見込まれます。一方、10～14歳では令和9年まで減少傾向となり、その後は横ばいから微増することが予測されています。

■ 5歳階級別推計児童数



資料：令和2年～令和6年各年4月1日の住民基本台帳人口よりコーホート変化率法により推計

2. ニーズ調査結果

(1) 調査の概要

【就学前児童・小学生調査】

- 調査対象： 町内在住の就学前の子どものいるすべての世帯（保護者回答）
町内在住の小学生のいるすべての世帯（保護者回答）
- 調査期間： 令和6年1月12日（金）～2月2日（金）を基本とし、
2月13日（火）まで回収
- 調査方法： 幼稚園・小学校を通じて配布～回収
一部未就園児世帯及び私立の幼稚園児・保育所児のいる世帯、
私立の小学生がいる世帯には郵送により配布～回収

【中学生・15歳以上18歳未満調査】

- 調査対象： 町内在住の中学生
町内在住の15歳以上18歳未満の住民
- 調査期間： 令和6年1月12日（金）～2月2日（金）を基本とし、
2月13日（火）まで回収
- 調査方法： 中学生、15歳以上18歳未満には郵送により配布～回収

【回収結果】

	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	180	101	56.1%
小学生調査	189	99	52.4%
中学生調査	140	63	45.0%
15歳以上 18歳未満調査	163	49	30.1%

(2) 調査結果の見方

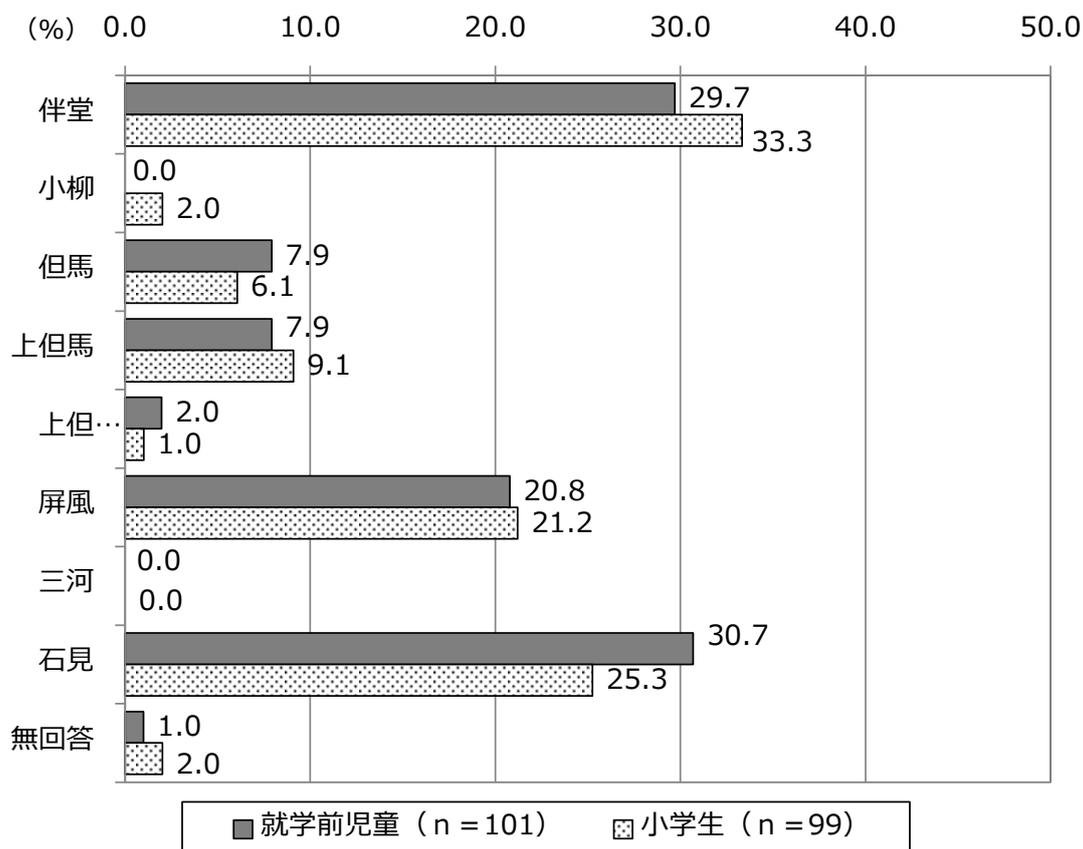
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても同様です。

- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の「就学前児童」・「小学生」・「中学生」・「15歳以上18歳未満」とは、それぞれ「就学前児童対象調査」・「小学生対象調査」・「中学生対象調査」・「15歳以上18歳未満対象調査」を示しています。それぞれの設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(3) 調査結果【就学前児童・小学生調査】

①回答者の居住地（就学前児童・小学生）

回答者の居住地は、就学前児童では「石見」、小学生では「伴堂」が最も多くなっています。次いで、就学前児童では「伴堂」、小学生では「石見」が多くなっています。

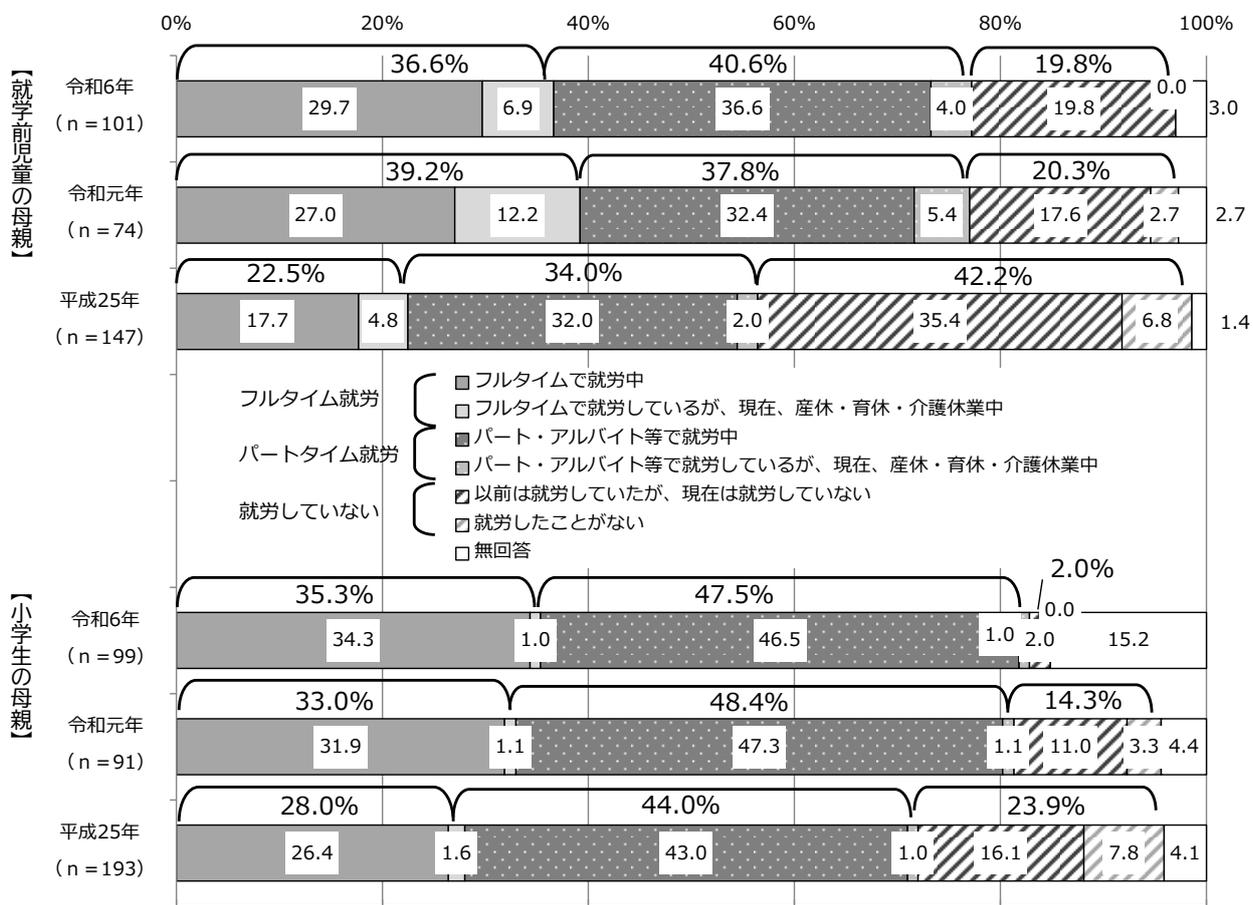


②母親の就労状況（就学前児童・小学生）

母親の就労状況について、就学前児童では「フルタイムで就労中」と「フルタイムで就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中」を合わせた『フルタイム就労』が 36.6%となっています。「パート・アルバイト等で就労中」と「パート・アルバイト等で就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中」を合わせた『パートタイム就労』が 40.6%となっています。全体で 77.2%が就労しています。

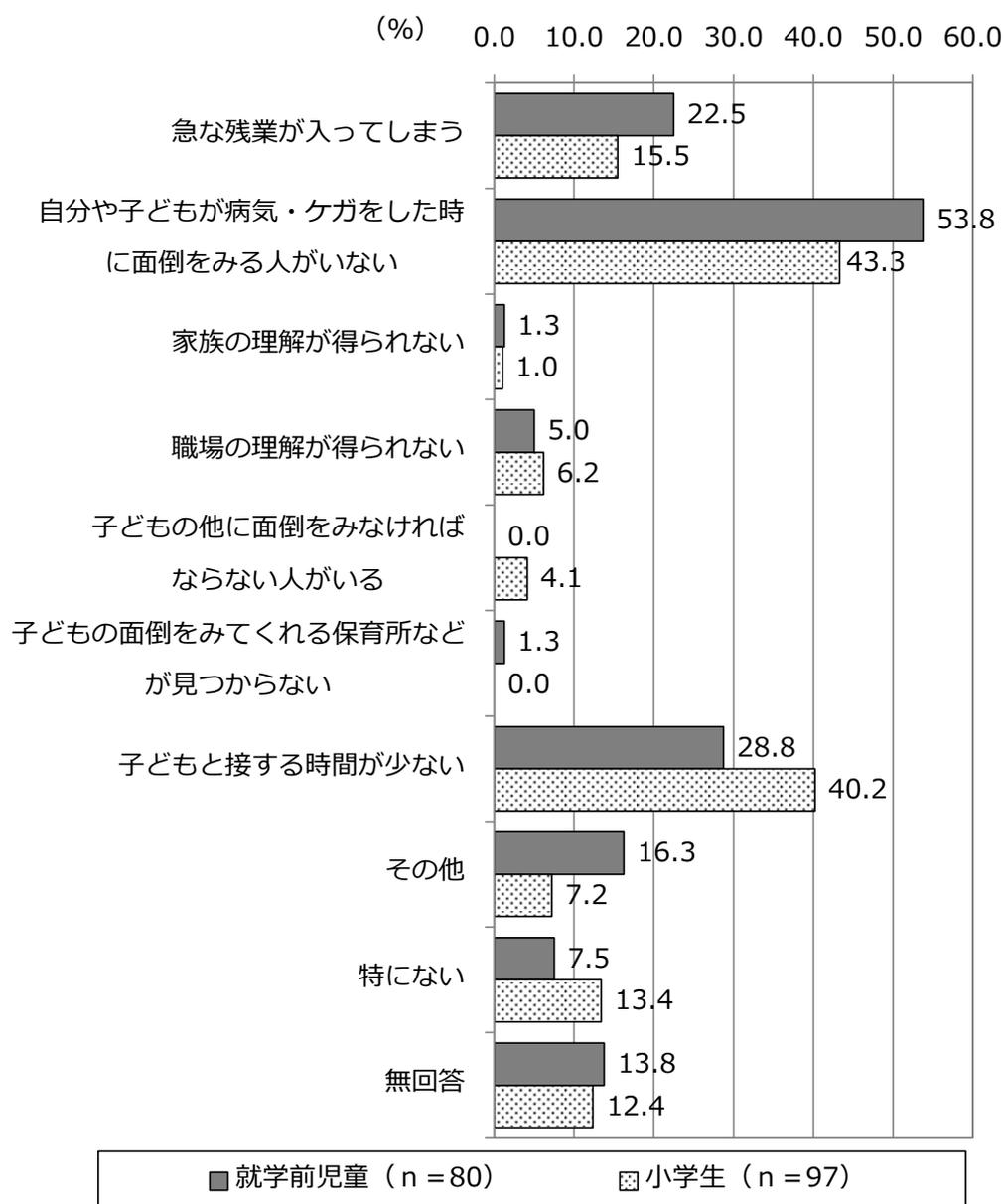
小学生では『フルタイム就労』が 35.3%、『パートタイム就労』が 47.5%、合わせて 82.8%が就労しています。小学生の母親の就業率は就学前児童に比べて 5.6 ポイント高くなっています。

また、就労している母親の割合は、就学前児童・小学生ともに前回と比較して大きな変化はみられませんが、小学生では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 9.0 ポイント減少しています。



③仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること（就学前児童・小学生）

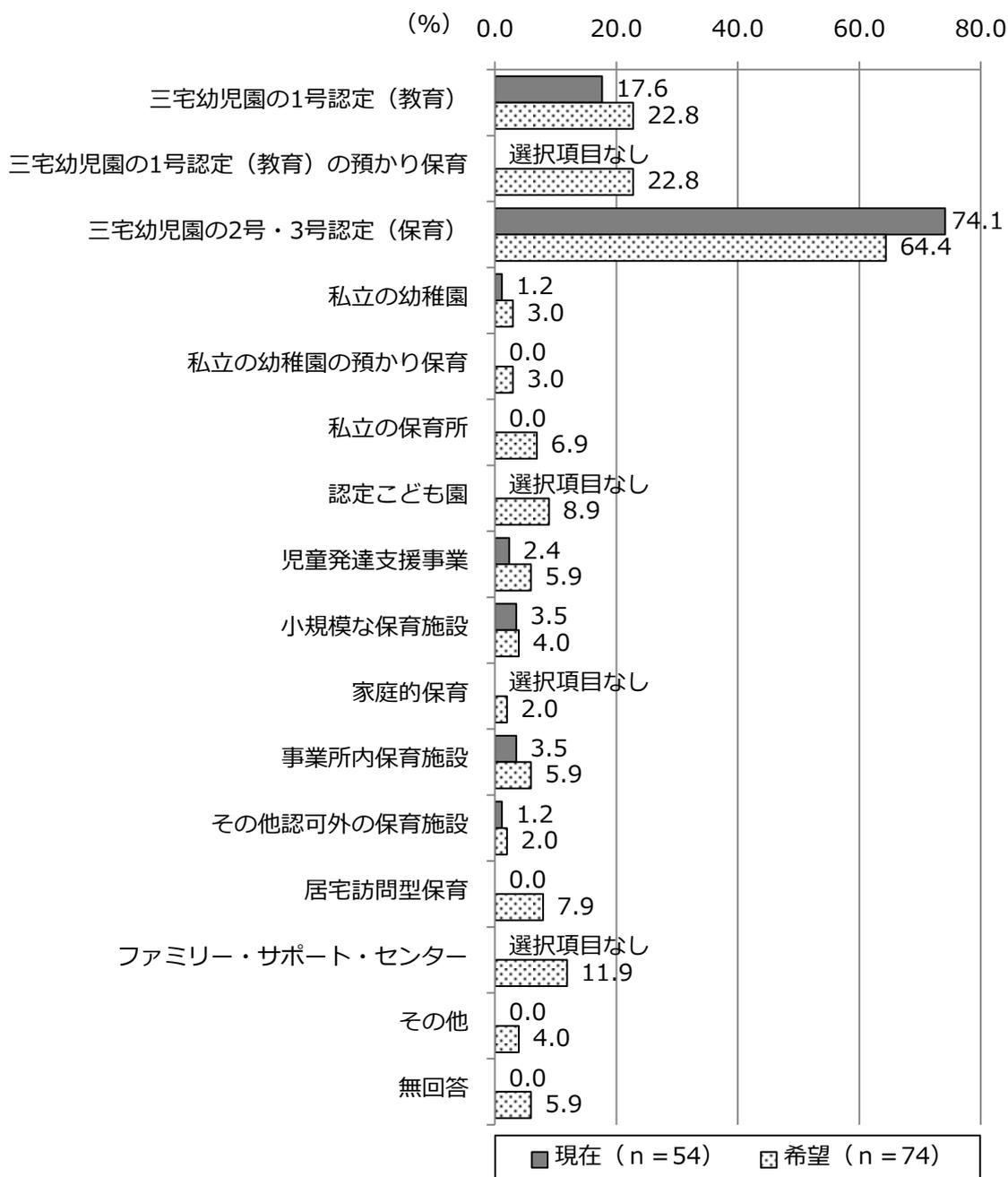
仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、就学前児童・小学生いずれも「自分や子どもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」が最も多く、就学前児童で53.8%、小学生で43.3%となっています。次いで多いのは「子どもと接する時間が少ない」で、就学前児童で28.8%、小学生で40.2%となっています。



④現在利用している事業と、今後利用したい事業（就学前児童）

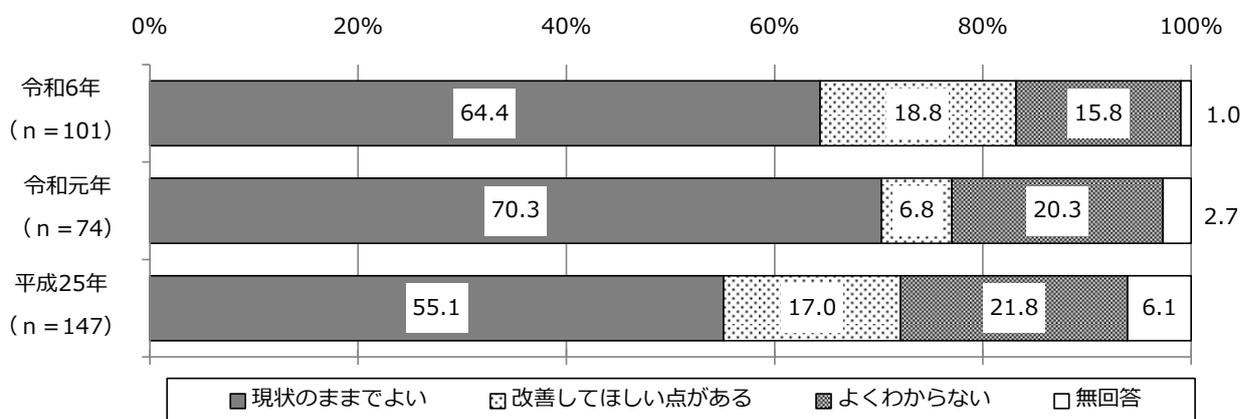
定期的な教育・保育の事業を利用している就学前児童について尋ねた「平日に定期的に利用している教育・保育の事業」（グラフにおける「現在」）は、「三宅幼稚園の2号・3号認定（保育）」が74.1%で最も多く、次いで「三宅幼稚園の1号認定（教育）」が17.6%となっています。

すべての就学前児童について尋ねた「今後、平日に定期的に利用したい教育・保育の事業」（グラフにおける「希望」）においてもその順は変わらず、「三宅幼稚園の2号・3号認定（保育）」が64.4%で最も多く、次いで「三宅幼稚園の1号認定（教育）」、「同率で「三宅幼稚園の1号認定（教育）の預かり保育」が22.8%となっています。また、「ファミリー・サポート・センター」（11.9%）、「認定こども園」（8.9%）といった回答も見られます。



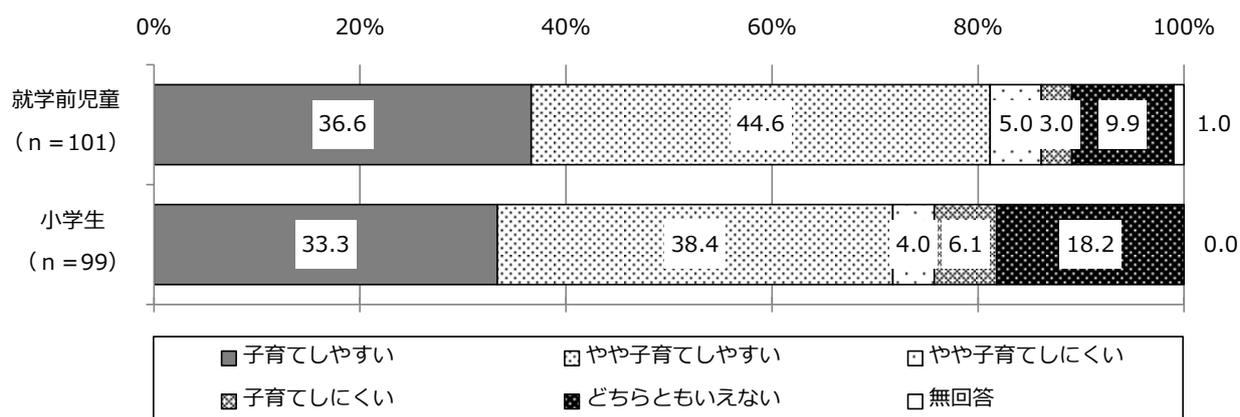
⑤三宅町の幼稚園の現状について（就学前児童）

三宅町の幼稚園の現状について、「現状のままでよい」が64.4%で前回（令和元年）より5.9ポイント減少し、「改善してほしい点がある」が18.8%で前回（令和元年）より12.0ポイント増加しています。



⑥三宅町は子育てしやすいか（就学前児童・小学生）

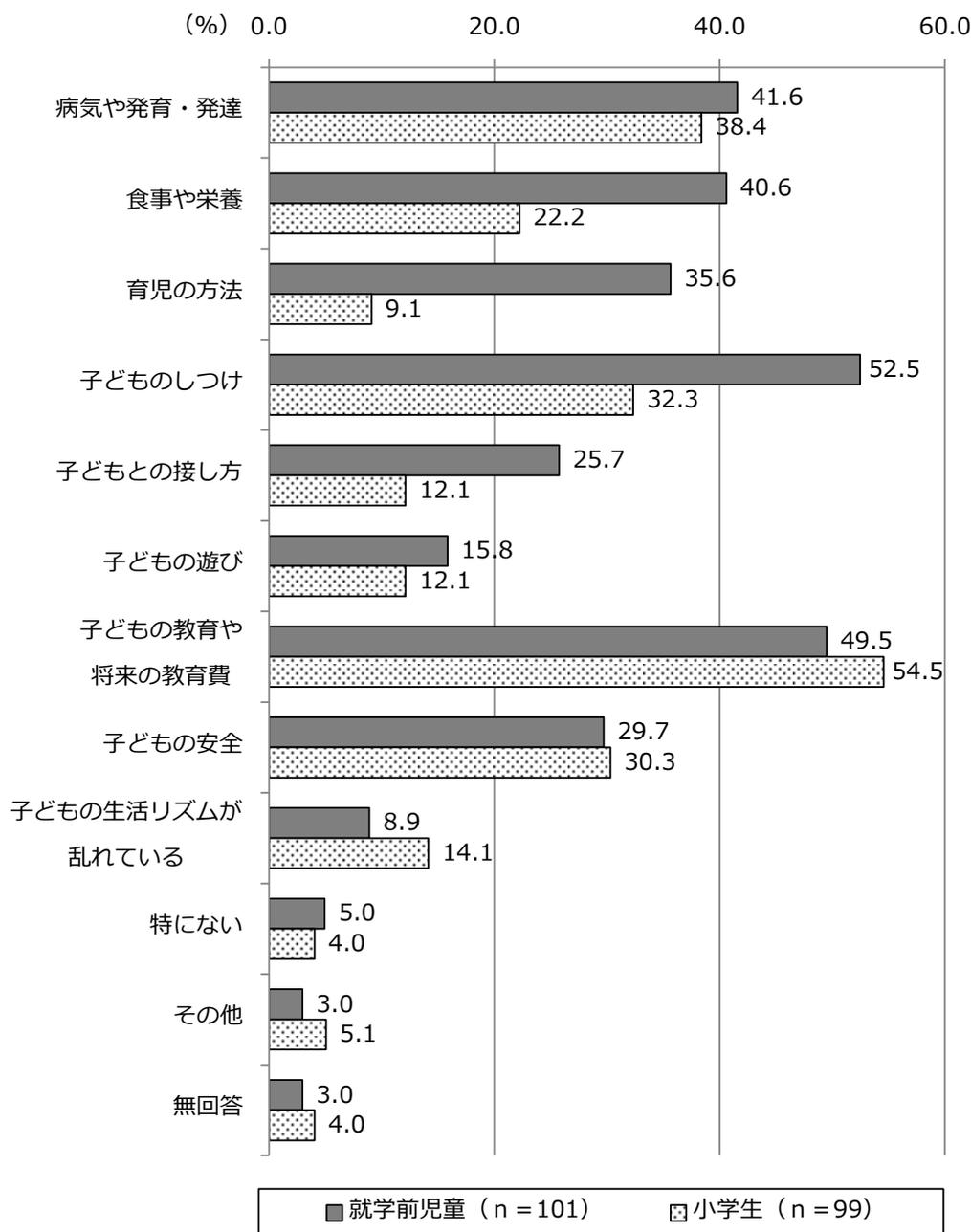
就学前児童・小学生ともに「子育てしやすい」「やや子育てしやすい」を合わせると7割を超え、多くの人から『子育てしやすい』という評価を得ています。特に就学前児童では『子育てしやすい』が8割を超える一方で、小学生では「どちらともいえない」という回答が18.2%とやや高くなっています。



⑦子育ての悩みや不安の内容〈お子さんのこと〉(就学前児童・小学生)

お子さんに関する子育ての悩みや不安の内容について、就学前児童では「子どものしつけ」が 52.5%で最も多く、次いで「子どもの教育や将来の教育費」が 49.5%となっています。小学生では「子どもの教育や将来の教育費」が 54.5%で最も多く、次いで「病気や発育・発達」が 38.4%となっています。

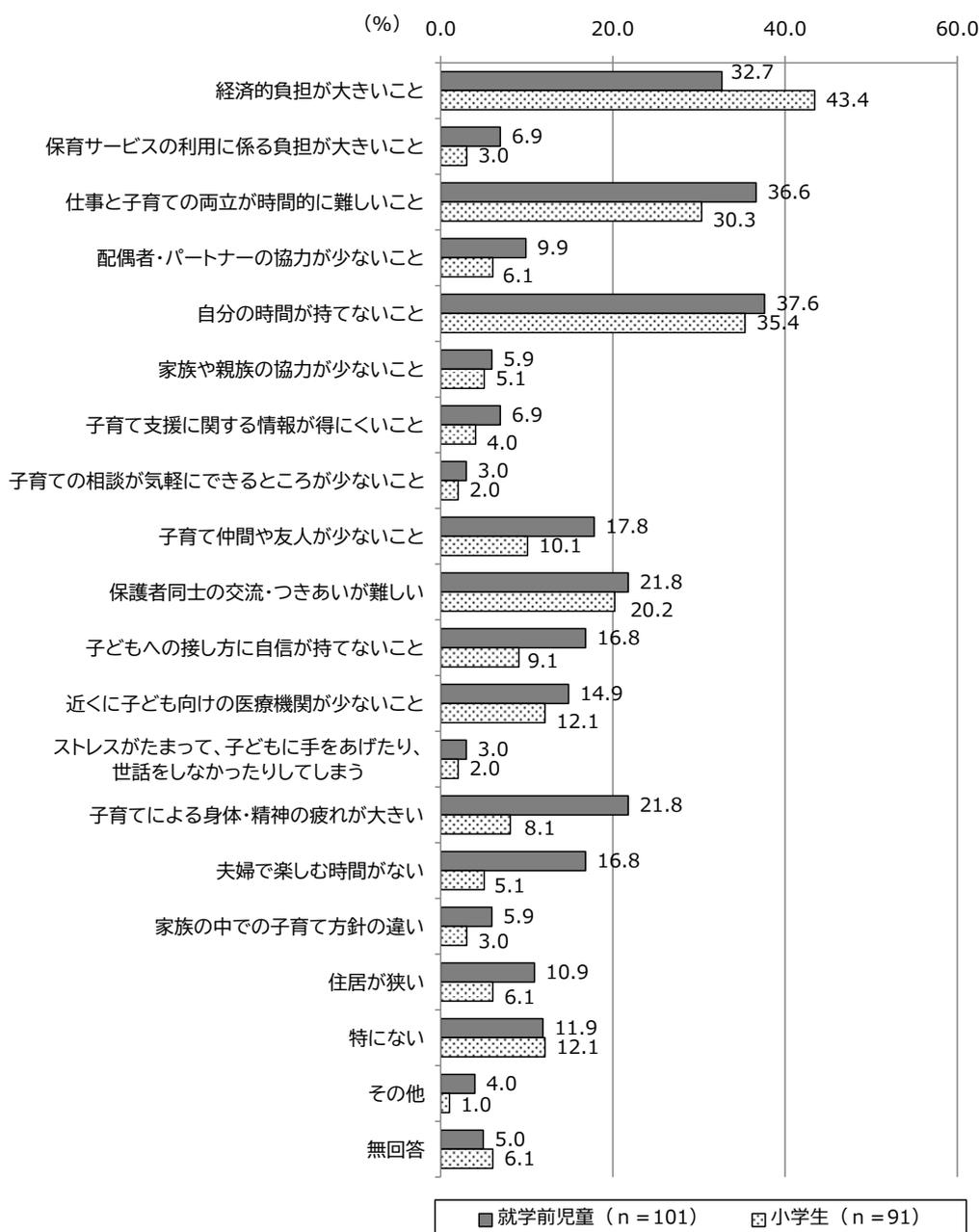
就学前児童と小学生の回答を比較した場合、就学前児童では「食事や栄養」(40.6%)、「育児の方法」(35.6%)、「子どものしつけ」(52.5%)、「子どもとの接し方」(25.7%) など多くの選択肢において小学生より不安が大きく、小学生では「子どもの教育や将来の教育費」(54.5%)、「子どもの生活リズムが乱れている」(14.1%) などが就学前児童に比べて高くなっています。



⑧子育ての悩みや不安の内容〈保護者のこと〉(就学前児童・小学生)

保護者の子育ての悩みや不安の内容について、就学前児童では「自分の時間が持てないこと」が37.6%で最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が時間的に難しいこと」が36.6%となっています。小学生では「経済的負担が大きいこと」が43.4%で最も多く、次いで「自分の時間が持てないこと」が35.4%となっています。

就学前児童と小学生の回答を比較した場合、就学前児童では「仕事と子育ての両立が時間的に難しいこと」(36.6%)、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」(21.8%)、「夫婦で楽しむ時間がない」(16.8%)など多くの選択肢において小学生より不安が大きく、小学生では「経済的負担が大きいこと」(43.4%)が就学前児童に比べて高くなっています。

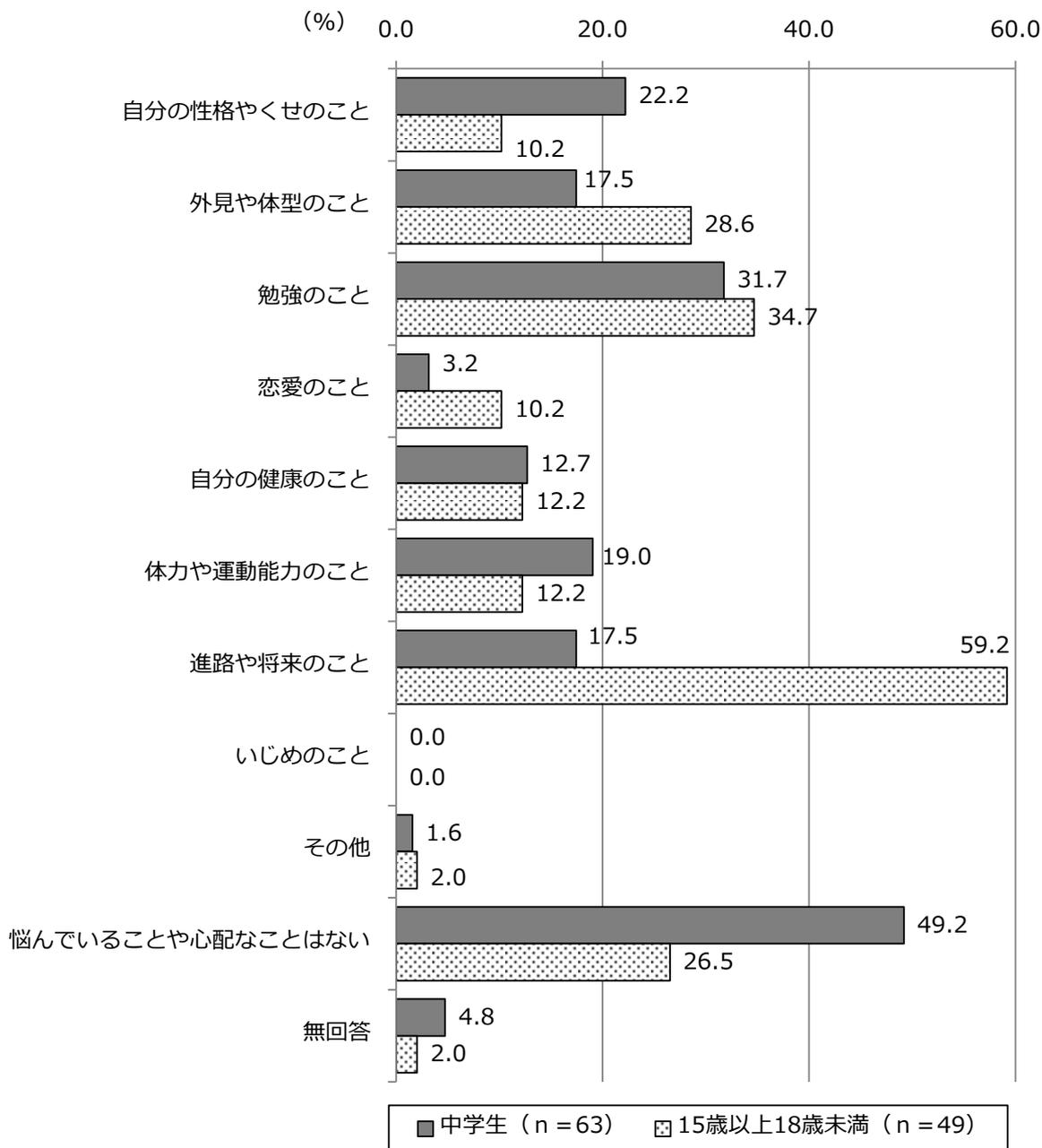


(4) 調査結果【中学生・15歳以上18歳未満】

①悩みや心配なこと〈自分自身のこと〉(中学生・15歳以上18歳未満)

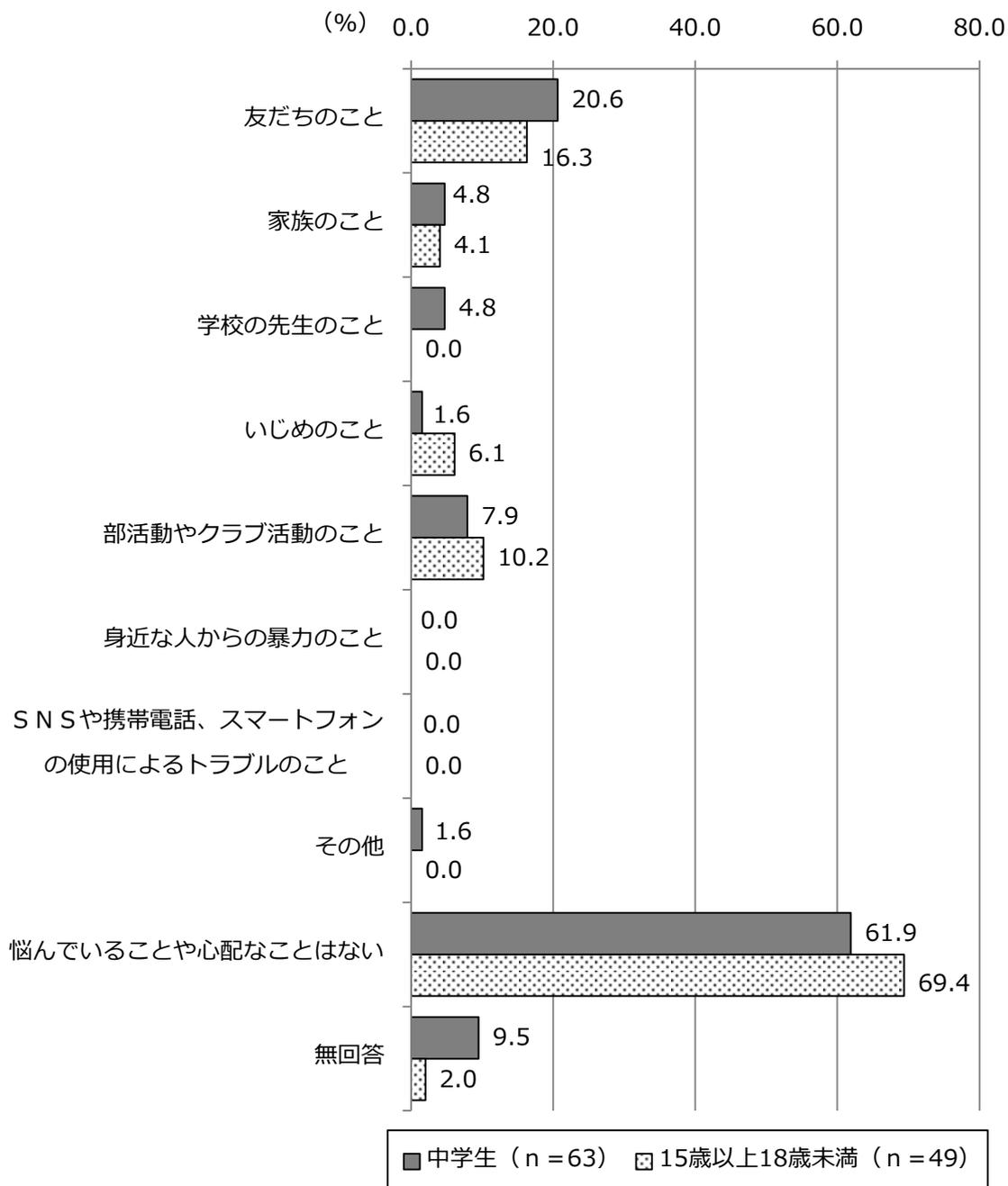
自分自身のことについて悩みや心配なことは、中学生では「悩んでいることや心配なことはない」が49.2%で最も多く、次いで「勉強のこと」が31.7%となっています。

15歳以上18歳未満では「進路や将来のこと」が59.2%で最も多く、次いで「勉強のこと」が34.7%となっています。



②悩みや心配なこと〈自分とまわりのこと〉(中学生・15歳以上18歳未満)

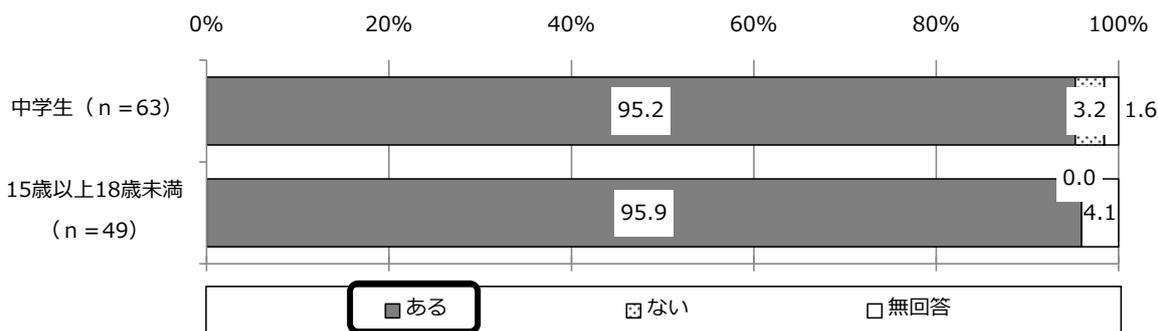
自分とまわりのことについて悩みや心配なことは、中学生・15歳以上18歳未満ともに「悩んでいることや心配なことはない」が最も多く、それぞれ61.9%、69.4%となっています。特に15歳以上18歳未満では、〈自分とまわりのこと〉よりも〈自分自身のこと〉(前頁参照)について、不安を抱える人が多くなっています。



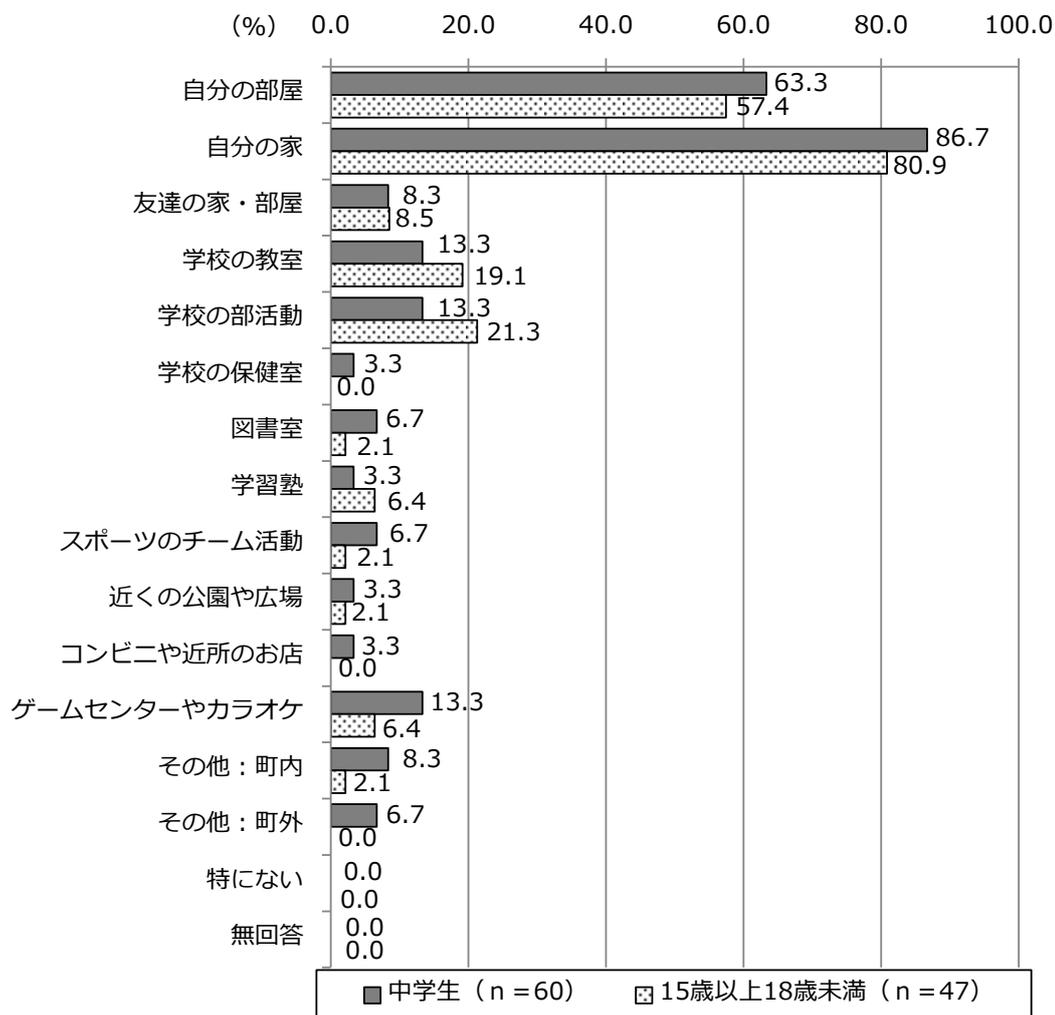
③ほっとでき、安心できる場所（中学生・15歳以上18歳未満）

ほっとでき、安心できる場所については、中学生・15歳以上18歳未満ともに、ほとんどの人が「ある」と回答しています。その内容としては、中学生・15歳以上18歳未満ともに「自分の家」が最も多く、次いで「自分の部屋」の順となっています。

中学生では「自分の部屋」(63.3%)、「自分の家」(86.7%) など、15歳以上18歳未満では「学校の教室」(19.1%)、「学校の部活動」(21.3%) などが比較的高いといった特徴がみられます。



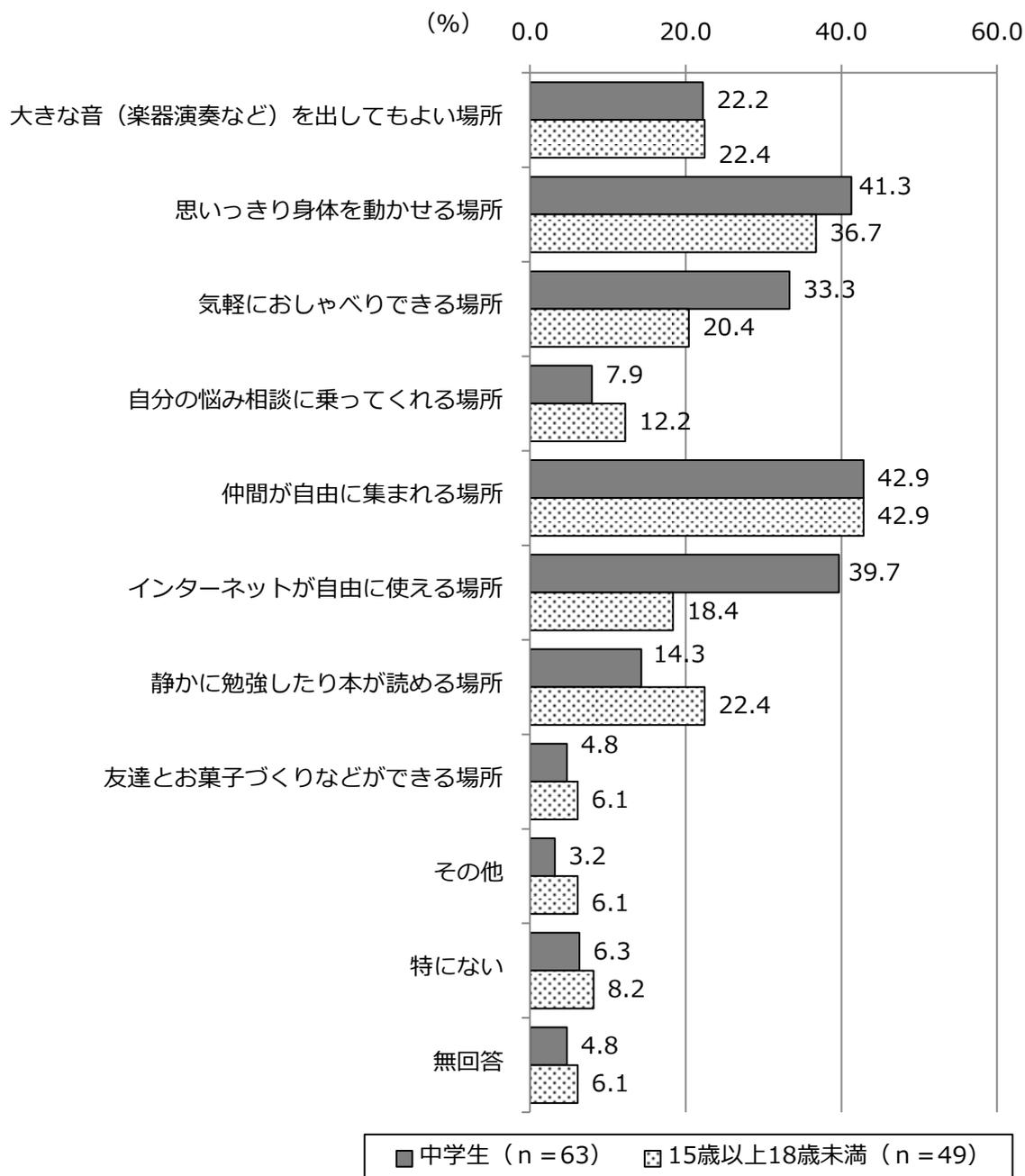
↓ ほっとでき、安心できる場所は？



④若者向けにあるとよい場所（中学生・15歳以上18歳未満）

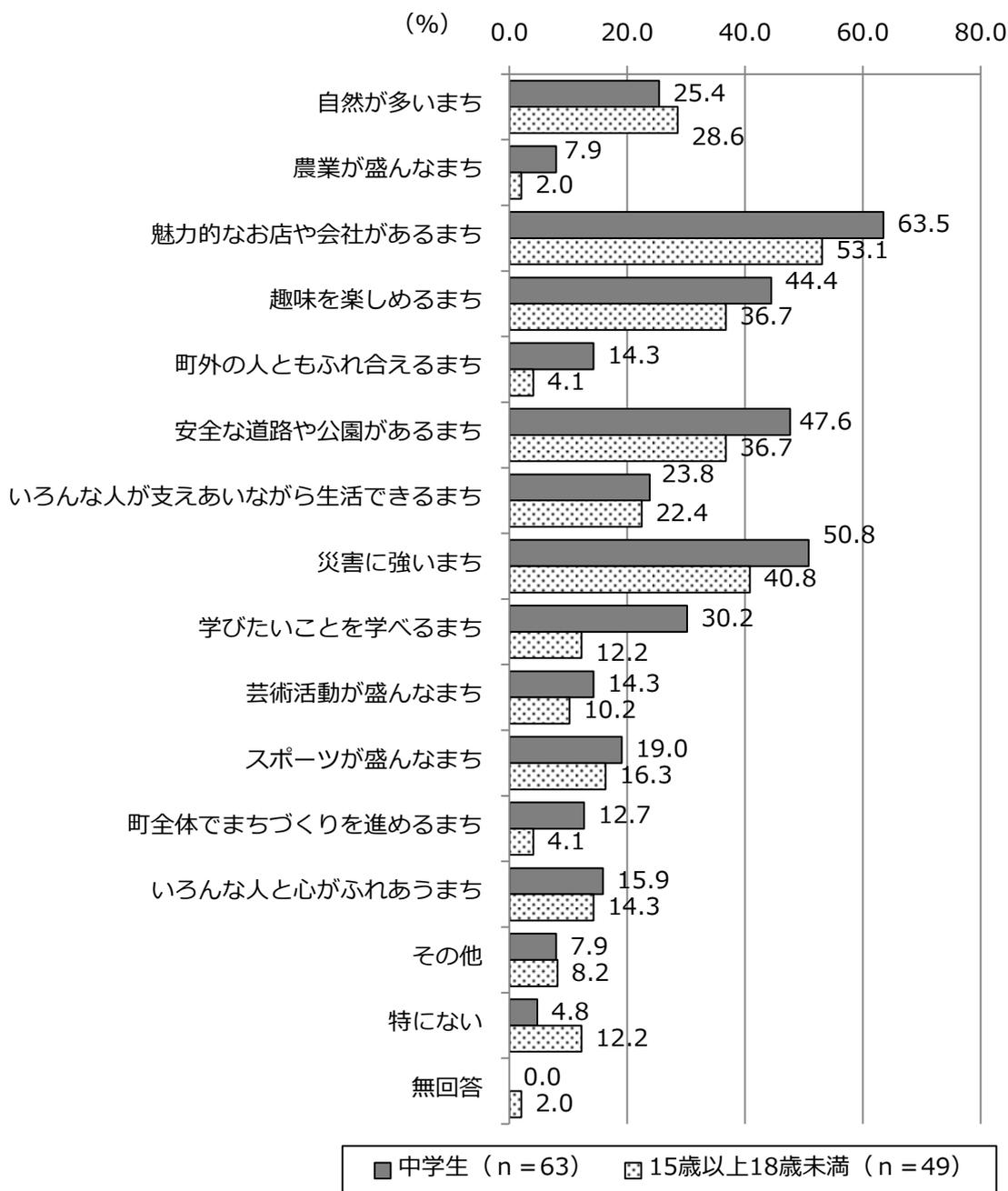
町内に若者向けにあるとよい場所として、中学生・15歳以上18歳未満ともに「仲間が自由に集まれる場所」が最も多く、次いで「思いっきり身体を動かせる場所」の順となっています。

中学生では「気軽におしゃべりできる場所」(33.3%)、「インターネットが自由に使える場所」(39.7%)など、15歳以上18歳未満では「自分の悩み相談に乗ってくれる場所」(12.2%)、「静かに勉強したり本が読める場所」(22.4%)などが比較的高いといった特徴がみられます。



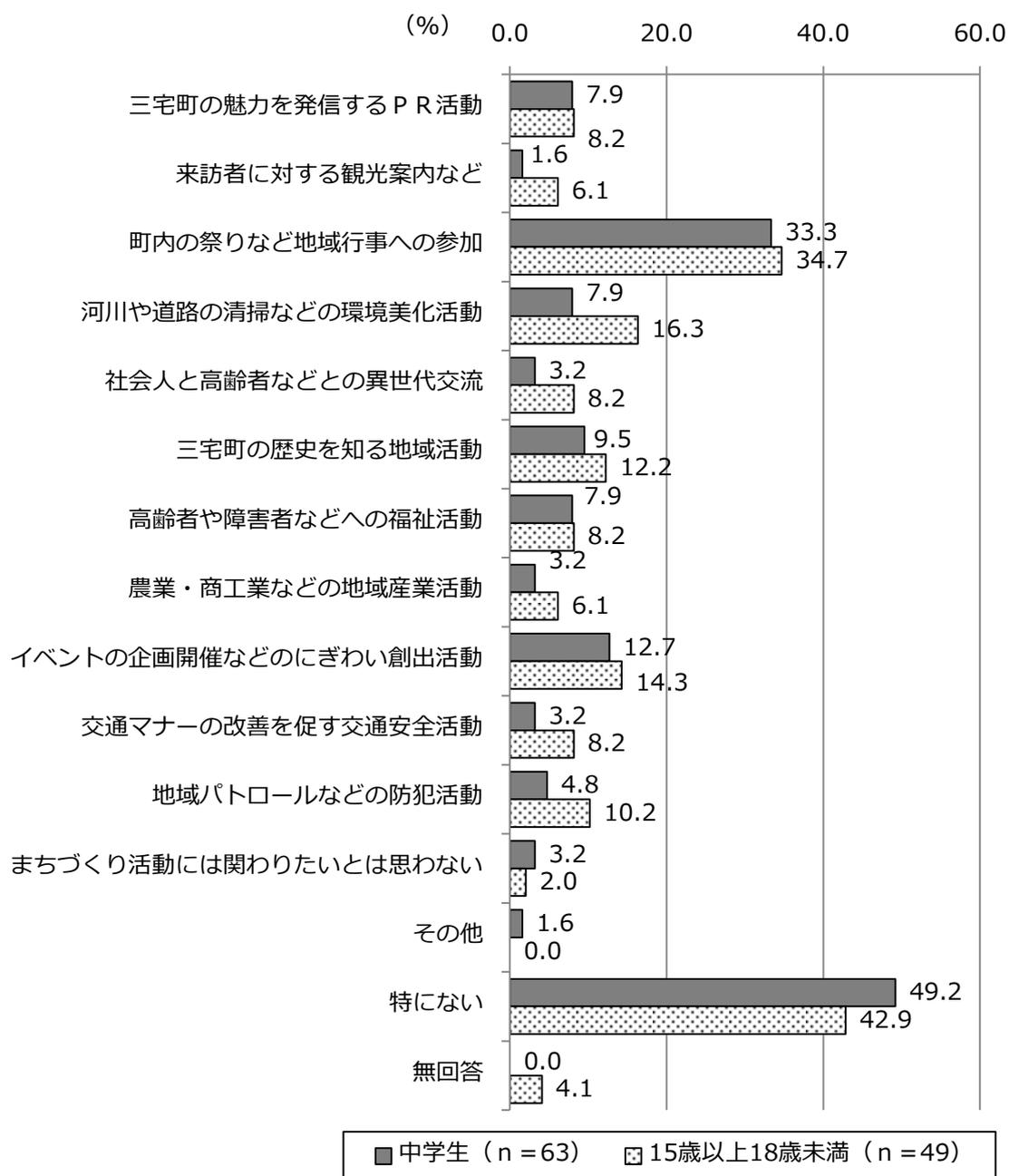
⑤どのようなまちであれば三宅町に住みたいか(中学生・15歳以上18歳未満)

どのようなまちであれば三宅町に住みたいかについては、中学生・15歳以上18歳未満ともに「魅力的なお店や会社があるまち」が最も多く、次いで「災害に強いまち」の順となっています。



⑥興味があるまちづくり活動（中学生・15歳以上18歳未満）

興味があるまちづくり活動についてたずねたところ、「特にない」を除くと中学生・15歳以上18歳未満ともに「町内の祭りなど地域行事への参加」が最も多く、次いで中学生は「イベントの企画開催などのにぎわい創出活動」（12.7%）、15歳以上18歳未満では「河川や道路の清掃などの環境美化活動」（16.3%）が多くなっています。



第3章 計画の理念と施策の体系

1. 基本理念

三宅町では、『三宅町次世代育成支援行動計画（前期計画・後期計画）』において、「みらい・すくすく・いきいき 輝け！三宅っ子」を基本理念と定め、次世代の育成支援に取り組んできました。この理念は、子ども・子育て支援事業における本町の目標とすべきところをも端的に表していることから、本計画においてもその考えを継承し、以下の基本理念を定めます。

みらい・すくすく・いきいき 輝け！三宅っ子

2. 基本的な視点

（1）子どもの視点

子どもの豊かな未来を育む環境づくり

すべての子どもが権利の主体として尊厳と夢を持ち、未来に向かって自ら進むことのできる環境をつくります。

（2）家庭の視点

ゆとりとうるおいのある家庭づくり

子育てに関する希望が持てるよう、子育て家庭への支援や交流を促進し、ライフステージを通して切れ目なく対応する、ゆとりとうるおいのある子育て環境をつくります。

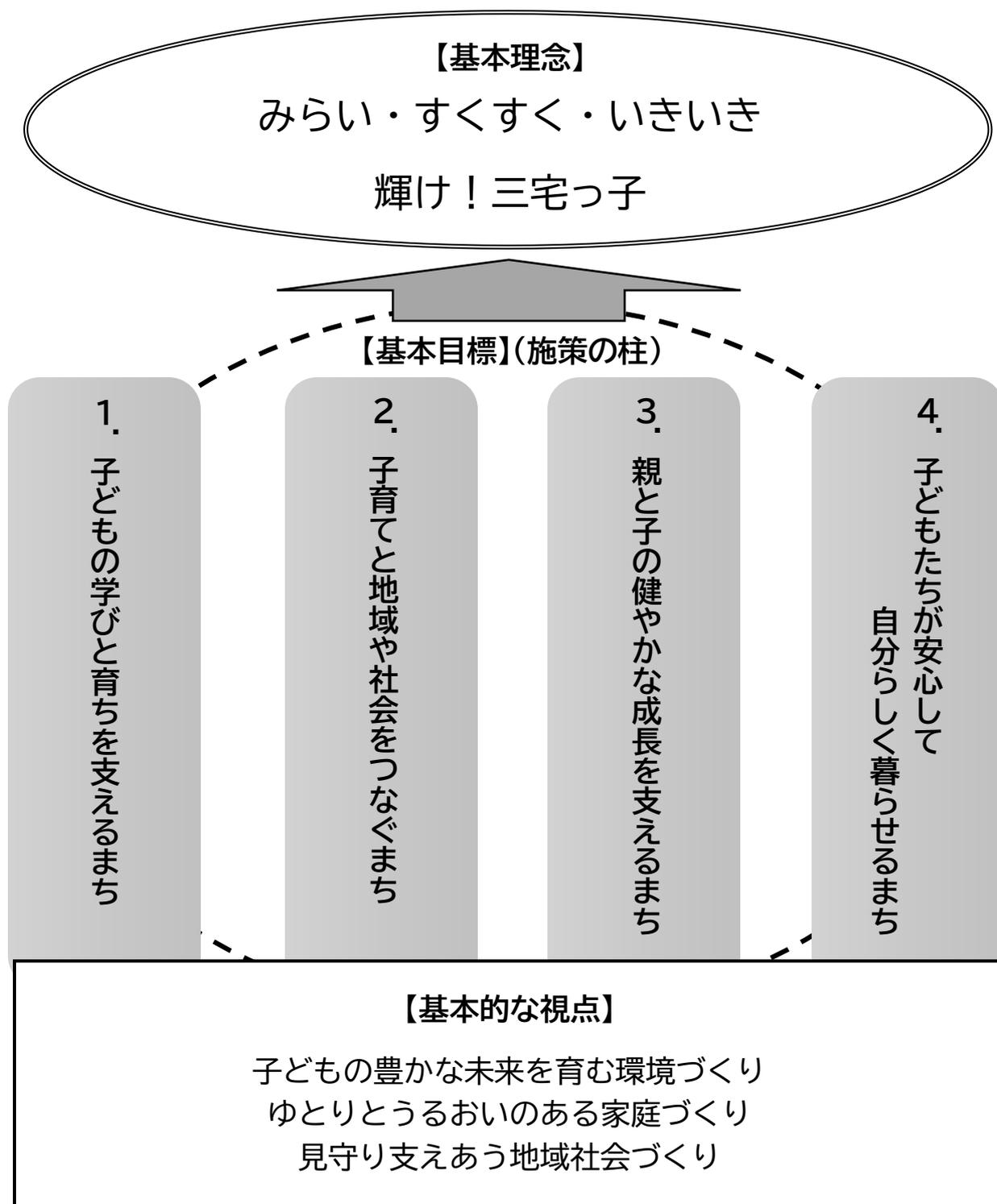
（3）地域社会の視点

見守り支えあう地域社会づくり

地域や民間企業との連携や子育てのネットワークづくりを進め、安心して子育てできる地域社会をつくります。

3. 基本目標

こども基本法及びこどもの権利条約の精神に基づき、また「三宅町次世代育成支援行動計画」の趣旨を継承し、「子ども・子育て支援法」に定める子ども・子育て支援事業計画をはじめとする各事業を円滑に推進するため、「みらい・すくすく・いきいき輝け！三宅っ子」の基本理念と3つの基本的な視点のもと、次の4つを本計画の基本目標（施策の柱）といたします。



4. 施策の体系

基本理念

『みらい・すくすく・いきいき輝け！ニッポンの子』

1. 子どもの学びと育ちを支えるまち

- (1) 教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域子育て支援事業の充実
- (3) 障がいの早期発見と支援体制の確保
- (4) 多様な学習・体験の充実

2. 子育てと地域や社会をつなぐまち

- (1) 子育てと仕事や社会参加の両立支援
- (2) 子育て交流と地域コミュニティづくり
- (3) 個々の環境や状況に応じた支援の確保

3. 親と子の健やかな成長を支えるまち

- (1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- (2) 心と身体の健やかな成長と発達の支援
- (3) 安全な生活環境づくり

4. 子どもたちが安心して自分らしく暮らせるまち

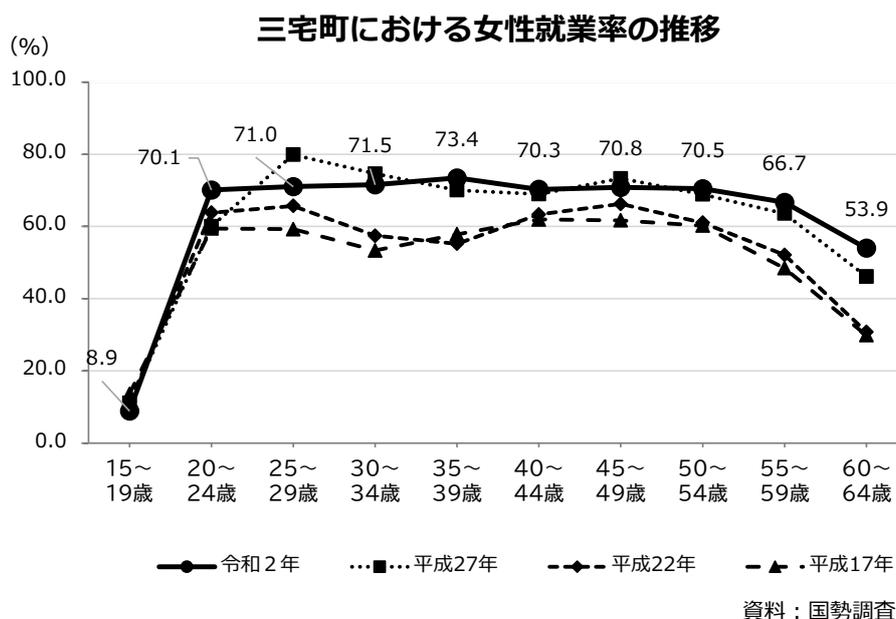
- (1) 子どもの権利と安全・安心の確保
- (2) 見守りと相談支援体制の充実
- (3) 「こどもまんなか社会」に向けた取り組みの推進

第4章 施策の展開

1. 子どもの学びと育ちを支えるまち

【現状と課題】

- 乳幼児期の育ちは、生涯にわたる幸せの向上（認知的スキルや社会情動的スキルの育成、健康の維持など）に結びつくものであり、そのためには豊かな遊びや体験を通じた挑戦の場や機会を確保することが必要です。
- 平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「三宅町 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。
- しかし、社会における少子高齢化や核家族世帯の増加、女性就業率の上昇などの変化により、地域コミュニティの希薄化や家庭教育力不足などが指摘されています。
- そのような中、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策として、また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑み、令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」がスタートしました。
- 無償化だけでなく子育て世代の女性就業率増加などにより、教育・保育の利用希望者が増加しています。（グラフ参照）
- これらの状況を踏まえ、本町においても、子どもたちの豊かな個性を育み、多様性が認められ誰もが安心して暮らせるまちを目指し、教育・保育の量と質の確保とともに、町内の子育て家庭の様々なニーズに対応すべく、各事業・サービス・相談体制の充実と、保護者・地域・行政・関連機関の連携体制の強化を図る必要があります。



※グラフ内の数字は、令和2年の就業率

※就業率：15歳以上人口に占める就業者の割合のこと。就業者数は、従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていないが病気などのため休んでいる者）を合わせたもの。

(1) 教育・保育の提供体制の確保

【施策の方向性】

三宅町で生まれ育つ子どものため、家庭のニーズや環境に応じた適切な教育・保育体制の確保を推進します。

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

※以下、担当課については令和6年12月現在の状況を記載しています

	取り組み	内容	担当課
1	就学前の教育・保育の提供体制の確保	●小学校就学前の教育・保育を希望する児童に対して提供体制を確保し、認定こども園として教育・保育のバランスがとれた就学前教育を行います。また、乳幼児期の豊かな遊びや体験を通じた挑戦の場や機会の確保に努め、小学校へつなげていきます。	幼稚園 健康子ども課
2	未来を生きる力の育成	●子どもたちが未来を幸せに生きていくために、ねばり強さや協調性といった非認知能力の育成を一本の柱とし、0歳から15歳まで、幼・小・中の学びの連続性を大切にします。	幼稚園 教育総務課
3	基礎学力の定着	●目標に向けて自ら学び、考え、協力し、取り組む、心豊かでたくましく生きる力を備えた児童・生徒の育成を図ります。また、学校では「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善をすすめ、基礎学力の定着に努めます。	教育総務課
4	きめ細かい幼児教育の推進	●きめ細かい教育・保育を行うため、講師を招き、公開保育、事例研究の指導を受けるなど職員研修の充実に努めます。	幼稚園 教育総務課
5	保育サービス提供の充実	●多様な保育ニーズに対応できるように、延長保育や里帰り出産時や海外からの一時帰国時を含む一時預かり等の柔軟な保育サービスの充実に努めます。 ●一時預かり等のサービスに柔軟に対応できるよう、保育士の確保に努めます。	幼稚園
6	幼児教育の質の向上	●認定こども園において、幼児教育の更なる質の充実に努めるため、県と連携を取りながら、幼児教育アドバイザーの派遣や、外部講師による研修を実施します。	幼稚園

(2) 地域子育て支援事業の充実

【施策の方向性】

子育て家庭の就労形態や保護者の多様なニーズに対応できるように、地域子育て支援事業の充実を図ります。

◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
7	地域子育て支援拠点事業の利用促進	●乳幼児及び保護者が交流し、相談や情報の共有ができる子育て拠点事業である子育て世代包括支援センター“スマイル”の利用促進に向けて、引き続き案内掲示や健診時等に案内を行うとともに、町ホームページやSNSの活用など、効果的な周知方法を検討・実践します。	健康子ども課 子育て世代包括支援センター“スマイル”
8	子育て支援のための連携と人材の育成	●ボランティアや子育てを支援する団体等との連携を図るとともに、子育てに関する活動を行う団体に活動推進事業補助金の交付を行い、地域における子育て支援のための人材の育成を推進します。	健康子ども課 子育て世代包括支援センター“スマイル”

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
9	放課後児童対策の充実	●放課後、保護者のいない子どもが遊びや集団生活の中で、様々な経験を通して豊かな人間性を育むことができるよう、放課後児童健全育成事業について、利用希望者の増加やニーズの多様化を踏まえ、さらなる充実・拡充を図ります。 ●委託事業者との連携により、保育時間の延長や待機児童の解消など、利用者のニーズに合った事業運営を進めます。 ●放課後児童クラブと平日開催の子ども体験教室の連携等により、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、取り組みを推進します。	健康子ども課 教育総務課

	取り組み	内容	担当課
10	一時預かり事業の充実	●保護者の都合等により、一時的に保育の必要となった子どもを受け入れる一時預かりについて、ニーズに対応するための保育士確保に向けた取り組みを検討するとともに、必要に応じて制度の案内等も行いながら、柔軟なサービスの提供に向けて充実に図ります。	健康子ども課
11	利用者支援事業の推進	●子ども家庭総合相談窓口（健康子ども課）及び子育て世代包括支援センター“スマイル”において、教育・保育施設や利用できる子育て支援事業・サービス等の情報を提供し、関係機関との連携や調整を図る利用者支援事業を実施します。	健康子ども課 子育て世代包括支援センター“スマイル”
12	健診や訪問事業の推進	●妊婦健診や妊産婦・新生児訪問、乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問を推進し、母子の健康や養育環境の把握に努めます。	健康子ども課

（3）障がいの早期発見と支援体制の確保

【施策の方向性】

障がいの早期発見と早期対応に努めるとともに、障がいのある子どもやその家庭が安心して暮らせる支援環境づくりを推進します。

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
13	障がいの早期発見と支援のための連携の推進	●障がいの早期発見と円滑な支援のため、発達検査や心理職による発達相談の実施、川西町・三宅町教育支援委員会の開催など、福祉・保健・医療・教育等の各機関相互の連携を強化し、支援体制の整備を図ります。	幼稚園 健康子ども課 教育総務課

第4章 施策の展開

	取り組み	内容	担当課
14	特別支援保育・教育の充実	<p>●障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、特別支援教育担当教員及び特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実に努めます。</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児健診事後指導教室の開催（2クール／年） ・幼児園通園児を対象とした発達支援教室の開催（1回／週） ・ふれあい相談（随時実施） ・特別支援教育担当教員の配置（R5：4名） ・特別支援教育支援員の配置（R5：4名） 	<p>幼児園 健康子ども課 教育総務課</p>
15	自立支援制度の充実	<p>●町窓口において、相談支援事業所等と連携し、制度やサービスに関する分かりやすい情報提供に努めるとともに、速やかにサービス提供ができるような体制づくりを進めます。</p> <p>●子どもが利用できる福祉サービスの充実について国や県に働きかけます。</p>	<p>住民福祉課</p>
16	経済的負担の軽減	<p>●障がいのある子どもへの各種手当や助成制度等により、経済的負担の軽減に努めます。</p> <p>●所得制限の撤廃により、医療費負担の不安を軽減します。</p>	<p>健康子ども課 住民福祉課 保険医療課</p>

(4) 多様な学習・体験の充実

【施策の方向性】

基本的な学習はもちろん、多様な学習内容や体験を通し、次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育む教育を推進します。

◎住民と行政の協働による取り組み

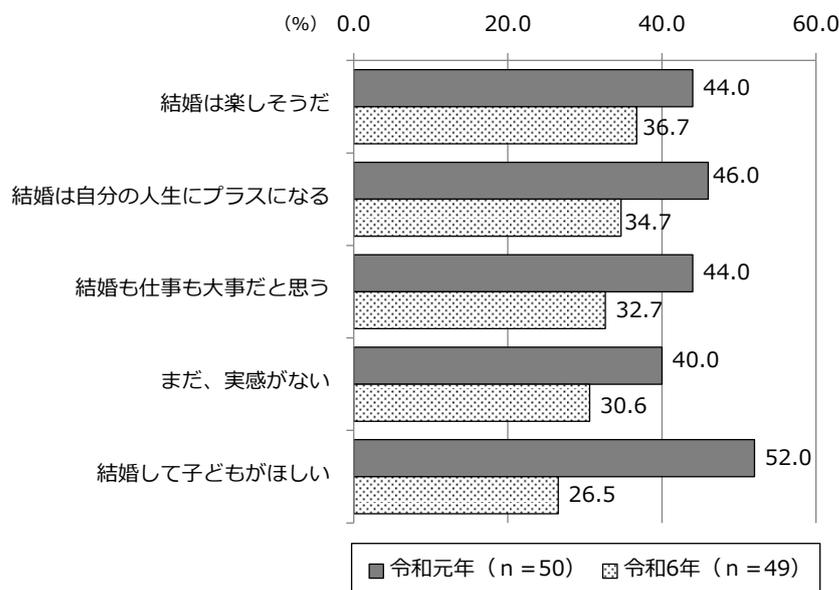
	取り組み	内容	担当課
17	多様な体験や交流を通じた人間性・社会性の育成	●磯城郡青少年指導員連絡協議会主催の3町子ども交流会等を通じ、子ども達の健やかな心と体を培い、規律やチームワーク、コミュニケーションの大切さを学びます。	教育総務課
18	地域の次代を担う意識づくり	●引き続き、三宅古墳群の調査等を通じて地域の歴史に触れる機会の提供や、伝承継承活動を支援するとともに、地域の歴史文化の継承をねらいとした教材を通じてまちの次代を担う意識や郷土愛を育てます。	教育総務課

2. 子育てと地域や社会をつなぐまち

【現状と課題】

- 近年、景気・雇用情勢や社会福祉状況を受け、自立や生きがい、社会貢献などのため、女性就業率は上昇しています。
- 平成 28 年に成立した『女性活躍推進法』や保育所の整備など、具体的な仕組みづくりや法律の制定といった女性が働きやすい環境づくりが進められ、結婚・出産が原因とされる 30 歳代の就業率低下は解消されつつあります。
- 一方で、令和 5 年の合計特殊出生率は過去最低の 1.20 となり、国が目標として掲げる「希望出生率 1.80」とは大きく隔たりがある状況です。
- 本町における 15 歳以上 18 歳未満の住民を対象としたニーズ調査でも、前回調査（令和元年実施）に比べ、今回調査（令和 6 年実施）では、「結婚して子どもがほしい」という割合が大きく減少しています。（グラフ参照）
- 仕事では社会とのつながりが生まれる一方、子育てでは保護者の孤立化が進み、経済的な不安とともに、子育てや教育における不安や負担感は増加していると指摘されています。
- また、子どもの相対的貧困（相対的貧困率 11.5%「令和 3 年 国民生活基礎調査」より）はやや改善の兆しをみせているものの、ひとり親家庭においては、半数近くが貧困状態という高水準となっており、教育格差の顕在化などが報告されています。
- 今後は、女性のより働きやすい環境づくりのため、男性の家事・育児参加を推進するとともに、お互いに協力し、安心して子育てができる地域を目指して、保護者を孤立化させない地域や多世代でのかかわり、職場による応援・支援の促進など、個々のニーズに合った支援に地域社会全体で取り組む必要があります。

結婚のイメージに近いもの〈上位5項目〉（15歳以上18歳未満）



資料：三宅町子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 子育てと仕事や社会参加の両立支援

【施策の方向性】

男女共同参画についての意識啓発や育児を支援する制度の周知等により、子育てと仕事や社会参加の両立しやすい環境づくりを推進します。

◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
19	男女共同参画についての意識の啓発	●男女がそれぞれ自分らしく生きるとともに、お互いの人権を尊重し合うことの大切さについて理解を深めるため、町広報誌やパンフレットなどの媒体による啓発を進めるとともに、講習会・研修会等を開催し、性的役割分担の固定概念を払拭するなどの啓発を行います。	総務課
20	男女共同参画教育の推進	●人権尊重を基盤とし、学校教育においては、「人権教育推進計画」に位置付け、児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす男女共同参画教育を推進するとともに、性の多様性への理解を促します。	教育総務課
21	生涯学習活動への参加支援	●土日開催の生涯学習推進講座を開催し、子育て中であっても、安心して学習活動へ参加できるよう、学習内容の企画段階から多くの人の参加を促進するとともに、子育て世代が参加しやすいよう内容の充実を図るためのアドバイス等の支援を行います。	教育総務課
22	社会参加の向上支援	●社会教育関係団体やボランティア団体等の育成、支援に努めます。また、地域におけるニーズの調査や働きかけ、各団体の活動の周知・啓発を図るとともに、参加を促進します。	教育総務課 社会福祉協議会

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
23	労働時間短縮等の促進	●男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、三宅町商工会を通じて、地域や企業への労働時間短縮等の啓発や働きかけを行います。	産業振興課
24	育児休業体制の定着促進	●子育てと仕事が両立できるよう、三宅町商工会を通じて、地域や企業への育児休業制度等の趣旨や内容についての普及・啓発に努めます。	産業振興課

(2) 子育て交流と地域コミュニティづくり

【施策の方向性】

子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者の子育てへの不安や負担感を軽減するため、多様な交流の実施と地域コミュニティづくりを推進します。

◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
25	子育て交流の場の確保	●子育てに関する情報発信の充実と拡大を図るとともに、個人やサークル等の団体が、地域の子育て支援に積極的にかかわっていけるよう、交流の機会や拠点の確保に努めます。	子育て世代包括支援センター “スマイル”
26	家庭・学校・地域の連携強化	●家庭、学校、地域団体が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制の強化に努めます。 ●子ども体験教室やスポーツ教室等の機会を活用し、子育てについて考える機会の創出に努めます。	教育総務課
27	三宅町子育て支援グループによる活動の支援	●子育て支援や子どもの育成を目的に、本町の子どもや子育て家庭を対象とした活動を行う団体を支援します。 ●団体活動の様子を町公式ホームページやフェイスブック・インスタグラム等でアップし、情報発信に努めます。	子育て世代包括支援センター “スマイル”

	取り組み	内容	担当課
28	子どもの地域活動との連携	●子ども体験教室や物づくり講座等の実施、子どもの地域活動の充実や図書室の利用促進を図るなど、放課後の子どもの居場所づくりを進めます。	教育総務課
29	地域のコミュニティづくり	●子育て家庭が孤立しないよう見守り、子育て世代包括支援センター“スマイル”、保健師・保育士・管理栄養士・心理職等の専門職による子育て講座への参加の呼びかけを行います。 ●「老人クラブ」や「みやけまちづくりの会」等と連携し、安心して子育てができる地域コミュニティづくりを進めます。	健康子ども課 子育て世代包括支援センター“スマイル” 社会福祉協議会
30	三宅町交流まちづくりセンターMi iMoの活用	●『子どもたちが、まちのみんなが、もっと三宅を好きになるために。三宅にあるものを活かし、三宅になかった新たな魅力を生み、三宅の未来を育む』という目標を実現するため、『子どもも大人も自分ごととして関わり、まちのみんなができること・やりたいことを積み重ねながら、三宅町の未来を育むまちの拠点』をグランドコンセプトに三宅町交流まちづくりセンターMi iMoの運営・活用を進めます。	全担当課
31	産官学連携の推進	●住民・民間企業・大学・NPO・行政と共に、それぞれが持つ知識や機能をいかして課題の解決に取り組み「共に育ち育てるまちづくり」を目指します。	全担当課

(3) 個々の環境や状況に応じた支援の確保

【施策の方向性】

子どもや子育て家庭の環境に応じた支援制度や相談機関等について周知するとともに、関係機関との連携による支援体制づくりを推進します。

◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
32	支援を必要とする子どもや家庭等に対する地域支援体制の整備	●子どもの養育が困難である家庭、障がいのある子どもを持つ家庭、在住・在日外国人家庭等が、子育てについて不安や不自由さを感じることがないように、人材の育成に努めるとともに、関係機関との連携のもと、子ども家庭総合相談窓口において相談支援を行い、地域における支援体制の充実を図るとともに、こども家庭センターの設置について検討します。	健康子ども課
33	情報提供の充実	●それぞれの子どもや家庭にあった支援や窓口について、町広報誌等やホームページでの案内や、若い世代になじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報等を通じて、相談者のニーズに合った分かりやすい情報提供の充実に努めます。	健康子ども課
34	生活困窮世帯に対する支援体制の整備	●生活困窮や家庭環境等、様々な暮らしにくさを抱える子どもに対して、身近な地域における居場所づくり等を実施し、地域ボランティア、その他様々な交流を通じ、子どもに寄り添い、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます。	教育総務課 健康子ども課 社会福祉協議会

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
35	子育て家庭の経済的負担の軽減	●子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、児童手当制度の普及促進や子ども医療費の助成等に取り組み、子育て家庭の経済的支援を進めます。 ●所得制限を撤廃することで、すべての子どもについて医療費負担を軽減します。	保険医療課 健康子ども課

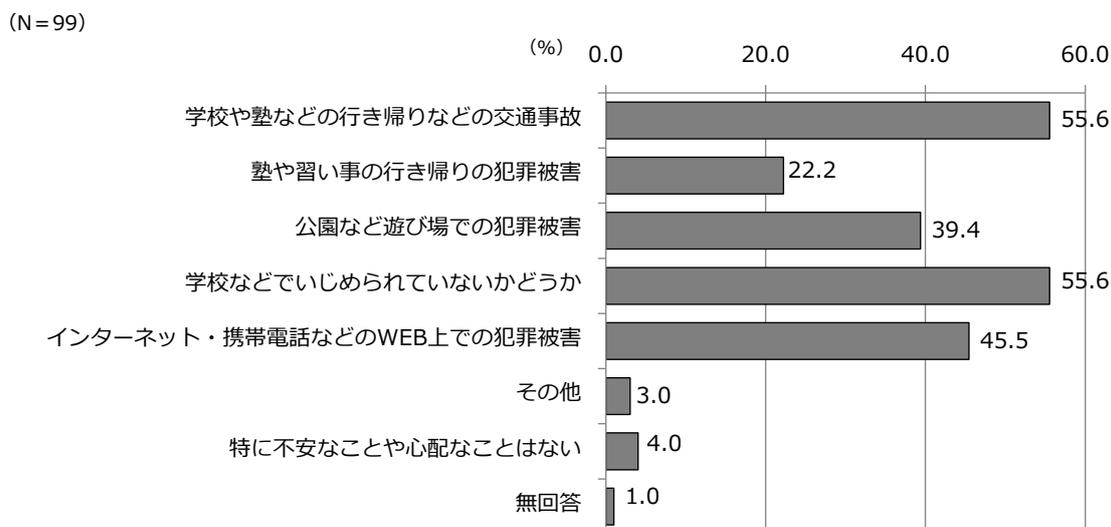
	取り組み	内容	担当課
36	ひとり親家庭への各種手当・医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の自立と生活の安定を目的として、各種手当や医療費助成等、経済的支援を行う各種制度の周知に努めます。 ●所得制限を撤廃することで、すべての子どもについて医療費負担を軽減し、年齢による負担格差を解消します。 	保険医療課 健康子ども課
37	里親制度の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭に恵まれない子どもたちの生活を支え、人権を守るため、里親センターと連携し、パンフレットやポスターの設置等により里親制度の普及・啓発に努めます。 	健康子ども課
38	移住定住促進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ●町外からの転入者が町内で中古住宅を購入する場合に、その費用の一部を補助します。（町内の空き家対策と連動） 	政策推進課
39	幼小中一貫した給食費補助	<ul style="list-style-type: none"> ●非課税世帯や多子世帯の負担軽減のため、給食費を補助します。 ●令和6年度より、町独自の施策として、幼児園、小中学校の給食費について多子世帯への減免を実施します。 	教育総務課 健康子ども課

3. 親と子の健やかな成長を支えるまち

【現状と課題】

- 女性の晩婚化・晩産化の傾向から、妊娠・出産に関する不安の増加や、健康管理への留意の重要性が指摘されています。
- 自らの望むライフプランを選択し、不安なく子どもを産み育てていくには、子どもの頃からの妊娠・出産・不妊教育が求められています。
- また、子育ては乳幼児期だけのものではなく、子どもの誕生以前から乳幼児期を経て、学童期、思春期、青年期、大人へと続くものであり、ライフステージを通じて社会全体で子育て家庭を支えていく必要があります。
- 近年では、子どもが被害者となる犯罪が複雑化・多様化しており、特にインターネットやSNS上での犯罪被害が増加傾向にあります。
- 子どもの健やかな成長のためには、デジタルリテラシー教育の充実と保護者や子どもに対する情報セキュリティの啓発が急務であることに加えて、引き続き犯罪の防止や防災対策などに取り組み、安全に暮らせる環境づくりが重要です。
- 今回実施したニーズ調査では、お子さんの身の安全について、不安に思うことや心配なことを小学生の保護者に聞いたところ、「学校や塾などの行き帰りなどの交通事故」、「学校などでいじめられていないかどうか」に次いで「インターネット・携帯電話などのWEB上での犯罪被害」となっています。(グラフ参照) また、学校以外の時間の過ごし方については、中学生の76.3%、15歳以上18歳未満の91.8%が「スマートフォンやパソコン、タブレットを使う」と回答しています。
- 今後も、地域全体で安心・安全な環境整備を進め、包括的な相談と切れ目のない支援に取り組む必要があります。

お子さんの身の安全について不安に思うことや心配なこと（小学生）



資料：三宅町子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

【施策の方向性】

不安を持つことなく、誰もが安心して妊娠や出産にのぞむことができる環境づくりと、不妊についてのケアを推進します。

◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
40	妊娠や出産への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナー（配偶者）をはじめとする家族、地域等が一体となって子育てを支えていくための理解の促進を図ります。 ●妊娠期において、妊娠経過の確認を兼ねた電話相談を実施します。 	健康子ども課
41	妊娠・周産期の相談や指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●安心して出産・育児ができるよう、妊娠期からの指導や相談事業、訪問事業の充実を図ります。 <p>また、保護者同士がお互いに相談し合い、情報交換のできる機会づくりを図ります。</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届時の相談 ・新生児妊産婦訪問指導の実施 ・親子教室の開催（1回／月） ・産婦人科オンライン相談事業（Kids Public）の実施 	健康子ども課
42	不妊に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●不妊に悩む夫婦の悩みを軽減するため、制度等に関する情報収集に努め、町公式ホームページや町広報誌等を活用して周知するとともに、相談体制の充実を図ります。 <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県不妊相談センターの紹介 ・専門医療機関の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ●町事業として、不妊治療等（不妊治療・不育治療）支援事業（治療費補助）を実施します。 	健康子ども課

第4章 施策の展開

	取り組み	内容	担当課
43	母子手帳アプリ「みやけっこ」	●妊娠・出産・子育ての記録ができる母子手帳アプリ「みやけっこ」を配信し、子どもの成長記録や妊娠中の情報を、パパ・ママだけではなく、遠く離れて住む家族とも共有し、家族みんなで妊娠・出産・子育てを見守ります。	健康子ども課
44	三宅町出産祝品贈呈事業	●児童の誕生日に三宅町に住所を有し、出生児とともに引き続き三宅町に在住する意思のある保護者に対し、子育て用品を贈呈します。	健康子ども課

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
45	妊婦歯科健診	●妊娠中に1回、希望される方を対象に「妊婦歯科健診」を実施します。	健康子ども課
46	産婦健康診査費補助	●出産後1ヶ月前後までに分娩医療機関などで受ける産婦健康診査にかかる費用を補助します。	健康子ども課
47	三宅町地域公共交通タクシー補助事業	●出産予定があり、母子健康手帳の交付を受け、町内で生活している方に対して、日常生活の利便を図ることを目的にタクシー利用料金の一部を補助します。	政策推進課

(2) 心と身体の健やかな成長と発達の支援

【施策の方向性】

子どもの健やかな成長を支援するため、日ごろからの健康管理や健康づくりの啓発と医療体制の確保を推進します。

◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
48	乳幼児の疾病予防、健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査、予防接種等を充実し、乳幼児期の疾病の予防や早期発見に努めます。 ●定期予防接種については、母子手帳アプリ「みやけっこ」を活用したプッシュ通知を実施し、効果的な周知に努めます。 ●乳幼児期の健康づくりを進めていくための教室等を開催し、正しい情報の提供に努めます。 ●令和8年度から実施される予防接種デジタル化をスムーズに導入できるよう努めます。 <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の実施 (3～5か月児・9～11か月児) ・1歳6か月児健康診査の実施 ・2歳6か月児歯科健康診査の実施 ・3歳8か月児健康診査の実施 ・親子サロンの開催 (ふくろうらんど(妊婦の参加可)、スキップランド) ・定期予防接種の実施 ・子育て世代包括支援センター“スマイル”での子育て講座の開催 ・小児科オンライン相談事業(Kids Public)の実施 	健康子ども課
49	各医療機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣市町や医師会等の関係機関と連携を強化し、小児救急医療体制の確保を呼びかけます。 ●平日夜間や土・日・祝日における急病等に対応する県の「小児救急医療電話相談」の周知に努めるとともに、適正な医療受診について周知を図ります。 	健康子ども課

	取り組み	内容	担当課
50	「食育」の推進	<p>●乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に向けて、子どもの発達段階に応じた食育の推進に努めます。</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、相談時における栄養指導、相談の実施 ・親子サロンでの離乳食講習や手作りおやつ講習の実施 ・園庭を利用した農作物の栽培体験や収穫作物での食育講習の実施 ・「給食だより」の発行（小学校1回/月） ・給食試食会の開催（小学校1回/年） ・小学生を対象とした料理教室の開催（1回/年） 	健康子ども課 教育総務課 幼稚園
51	三宅町子育て支援用具貸与事業	<p>●三宅町に住所を有し、1歳未満の乳児を養育する保護者に対して、子育て支援用具（ベビースケール）を貸与します。</p>	健康子ども課

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
52	乳幼児相談、支援の充実	<p>●訪問指導、健康相談、テーマ別教室の開催等にとどまらず、あらゆる機会を活用して子育てに関する不安の解消に努めます。</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児妊産婦訪問指導の全数実施【再掲】 	健康子ども課
53	事故防止対策等の充実	<p>●乳幼児突然死症候群の予防や子どもの事故防止のため、集団指導の実施や乳幼児健康診査時にリーフレットを配布するなど、あらゆる機会を活用して情報提供や啓発活動を進めます。</p>	健康子ども課
54	かかりつけ医づくりの推進	<p>●子どもの健康管理・重症化防止のため、近隣市町の医療機関及び医師会と連携を図り、医療情報の充実に努め、身近にかかりつけ医を持つことの大切さを啓発します。</p>	健康子ども課

	取り組み	内容	担当課
55	未治療虫歯ゼロ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園、小学校において乳幼児健康診査に従事する歯科衛生士による歯みがき指導を行います。また、幼稚園・小学校と話し合いの場を持ち、卒園後も継続的な関わりができるよう、取り組みを進めていきます。 ●中学校において歯科に関する状況調査を実施します。 	健康子ども課 幼稚園 小学校
56	思春期保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭、学校、地域の連携のもと、子どもの生活実態を把握し、性教育、未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用の防止など、青少年の健康づくりの取り組みを推進します。 ●相談員の配置や子どもたちが気軽に相談できる体制の充実を図ります。 <実施内容> ・子どもと親の相談員の配置（R5：1名）	教育総務課
57	三宅町子ども医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ●誕生日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもにかかる医療費の一部を助成します。 	保険医療課

（3）安全な生活環境づくり

【施策の方向性】

交通環境や生活空間における安全を確保するとともに、犯罪の防止や防災対策の充実により、子どもや保護者が安全に暮らせる環境づくりを推進します。

◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
58	犯罪被害の予防・防止	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの防犯知識等の育成、防犯笛の配布、「こども110番の家」の設置等、犯罪から子どもを守る体制の強化を図ります。 ●防犯教育等の犯罪被害の予防・防止に努めます。 	教育総務課

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
59	安全な道路・交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●カーブミラー、ガードレール、道路標識等の各種交通安全施設の整備や通学路の整備など、安全な道路・交通環境の整備に努めます。 	まちづくり推進課 土木管理課

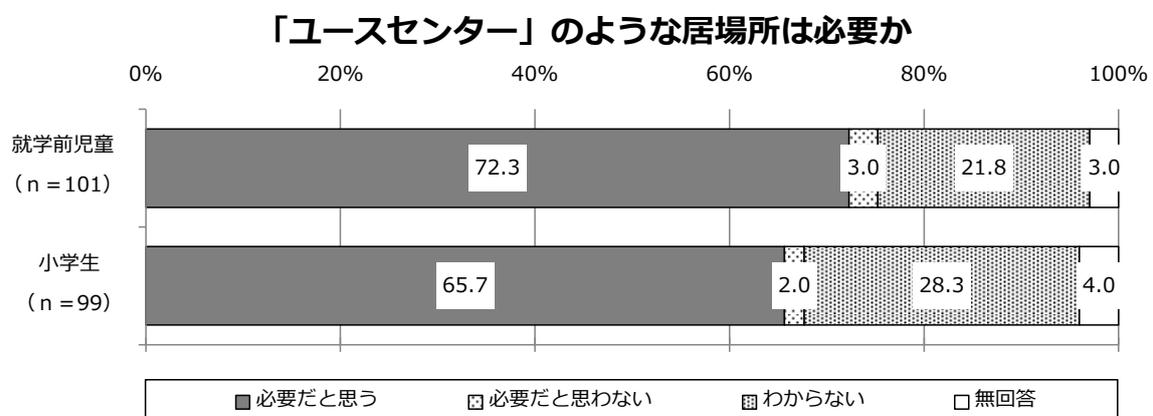
第4章 施策の展開

	取り組み	内容	担当課
60	交通安全の推進	●交通安全教育の徹底に努めるとともに、交通安全にかかわる行事や広報活動の充実に努めます。	総務課
61	子どもの遊び場や活動の場の整備	●公民館・図書室・学童保育・子育て支援施設等の機能を有する複合施設や学校施設の開放を進めるなど、子どもの遊びや活動の場の整備を進めます。	教育総務課 政策推進課 健康子ども課
62	防災対策の充実	●地域防災計画に基づき、自助・共助・公助による災害に備えた取り組みを促進します。自主防災組織への支援及び防災備蓄品の充実を図るとともに、住民への啓発を進め、減災に努める事業を実施します。 ●橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期点検、修繕を実施します。 ●災害後の復旧活動である災害ボランティアセンターの仕組みを啓発し、被災時には、被災者の困りごとを受け止め、被災者中心・住民主体による早期の復旧支援ができるよう事業を実施します。	まちづくり推進課 総務課 社会福祉協議会
63	デジタルリテラシー教育の充実	●インターネットやSNS上での犯罪被害を未然に防ぐため、子どもを含む住民を対象として、デジタルリテラシーに関連する講座や講習、理解促進のための普及・啓発等の取り組みを推進します。	教育総務課

4. 子どもたちが安心して自分らしく暮らせるまち

【現状と課題】

- わが国では、平成6年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准し、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守るよう定められました。
- 令和5年に施行された「こども基本法」においては、「全てのこどもについて、その年齢及び発達段階に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」「全てのこどもについて、その年齢の発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、子ども・若者の社会参画・意見表明の機会や場を充実していくことが求められています。
- 一方で、子どもの虐待や子ども同士のいじめなどについて件数が増加を続けており、子どもだけでなく、大人も「子どもの権利条約」や「こども基本法」の趣旨や内容について知り、尊重するための情報発信や啓発が求められています。
- 本町においては、中高生世代が無料で、放課後や休日に過ごせる第三の居場所づくりを進めていますが、就学前児童・小学生の保護者を対象としたニーズ調査においても、その必要性は高いと認識されています。（グラフ参照）
- また、近年、外国につながる子どもなどが未就学のまま、義務教育を受けられないでいる現状などが報告されており、適切な教育支援や、社会に適応するための多文化共生の取り組みが必要です。
- 本町においても、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、多様な背景を持つ家庭や子どもに対する支援に取り組み、すべての子どもの人権及び権利の主体としての意見が尊重され、教育を受けられるようにするとともに、虐待の早期発見や予防のため、行政と地域での連携した見守りや支援体制を強化する必要があります。



資料：三宅町子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 子どもの権利と安全・安心の確保

【施策の方向性】

子どもの権利についての啓発と、問題発生時の対処と解決のための連携により、すべての子どもが安全に安心して過ごせる環境づくりを推進します。

◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
64	虐待予防のための体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待を未然に防ぐため、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減する相談援助体制（子ども家庭総合相談窓口）において、関係機関の連携のもと相談支援を行うとともに、こども家庭センターの設置について検討します。 ●子ども自身が自分の身を守ることができるように、児童虐待防止相談や児童虐待防止プログラムの推進を図ります。 ●子どもたちへの相談窓口の周知について、SNS等を活用したプッシュ型情報提供等、効果的な手法について検討します。 	健康子ども課
65	虐待の早期発見や予防のための連携	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て関連施設における虐待発見の徹底や、児童虐待対応に関する研修の実施、健康診査未受診者への訪問等、早期発見・早期対応体制の充実に努めるとともに、福祉・保健・教育・警察をはじめ、関係機関と連携した児童虐待防止ネットワークづくりを進めます。 <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三宅町要保護児童対策地域協議会の設置 <ul style="list-style-type: none"> >代表者会議 >地域連絡会議（4回程度／年） >担当者会議（随時） >事例検討会（随時） ・養育支援訪問の実施 	健康子ども課

	取り組み	内容	担当課
66	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関・団体やPTA等の地域住民との連携のもと、あらゆる機会を活用して有害図書の氾濫や子どもの万引き等の防止対策や啓発等を推進します。 ●啓発等を進めるにあたり、指導員の確保に努めます。 	教育総務課

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
67	人権教育や啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめや差別を未然に防ぐため、児童・生徒に対し、人権教育や啓発を進めます。 	教育総務課
68	いじめ等の早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ等について教職員をはじめとした関係者が早期発見に努めるとともに、小学校における「気づき見守りアプリ」や「子どもと親の相談員」等相談窓口の周知・啓発を進めます。 ●町いじめ防止基本方針により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。 	教育総務課
69	問題解決のための連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめや不登校などの問題の解決を図るため、県や関係機関との連携を強化します。 <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整会議（1回/年） 	教育総務課
70	無戸籍・外国につながる子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●無戸籍や外国につながる子どもが必要な支援を受けられるように各関係機関と連携の上、支援します。 	住民福祉課 教育総務課

(2) 見守りと相談支援体制の充実

【施策の方向性】

子どもや保護者への見守りを充実するとともに、それぞれの不安や悩みを相談しやすい環境づくりとその周知を推進します。

◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
71	子育てに関する相談、情報提供の充実	<p>●妊娠、出産時については、各医療機関と連携を図りながら、必要な情報提供を行います。また、子育て中の保護者に対して、時期に応じた様々な知識や情報をあらゆる機会を通じて提供できるよう、体制の整備を進めます。</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談窓口の開設（来所、電話（専用ダイヤル有）） <p>健康子ども課、子育て世代包括支援センター“スマイル”にて実施</p>	子育て世代包括支援センター“スマイル”健康子ども課
72	ひとり親家庭への相談支援体制の充実	<p>●経済的自立を図る上で必要な知識や技能を習得するための支援や就業に関する相談及び情報提供を行うために、県との役割調整を行い、連携を図った上で生活全般にわたった相談に応じる子ども家庭総合相談窓口の周知及び充実に努めるとともに、こども家庭センターの設置について検討します。</p> <p><実施内容></p> <p>就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県スマイルセンターとの連携 ・就業に向けた能力開発への支援 <p>子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等日常生活支援事業 ・子育て短期支援事業 ・放課後児童健全育成事業 <p>生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子及び寡婦福祉資金貸付金 ・住宅相談など 	健康子ども課

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
73	「子どもと親の相談員」の充実	<p>●子どもとその保護者の抱える悩み等に的確に対応できるよう、相談支援体制の整備を図るとともに、保護者への啓発に努めます。</p>	教育総務課

(3) 「こどもまんなか社会」に向けた取り組みの推進

【施策の方向性】

すべての妊産婦、子どもや保護者への包括的な支援を推進するとともに、子どもの視点を大事にした、自分らしく過ごせる居場所や、自分らしく活躍できる機会の確保に努めます。

◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
74	こども家庭センターの設置検討	●子育て家庭を包括的に支援する体制の構築に向けて、子ども家庭総合相談窓口及び子育て世代包括支援センター“スマイル”の運用について見直しを行い、すべての妊産婦、子どもや保護者の意見や希望をくみ取りつつ、一体的に相談支援を行う機能を持つこども家庭センターの設置に向けた検討を進めます。	健康子ども課 子育て世代包括支援センター“スマイル”
75	子どもの居場所づくりの推進	●地域とのつながりを育むとともに、多様な主体が一体となって地域の子育てを支えていく環境を整備していくため、三宅こども食堂や子どもの「心と学び」サポート事業（三宅町の名称「ここあ(COCOA)」）、G-LOVE(教育相談室)など、あらゆる子どもや保護者が、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。	健康子ども課 教育総務課 社会福祉協議会
76	子どもの社会参加・意見表明の機会の充実	●シビックプライドの醸成とあわせて、子どもの社会参加・意見表明の機会を確保していくため、三宅町交流まちづくりセンターMi i Moを活用し、自然体験プロジェクト、イベント企画運営、大きな夢を育むプロジェクトなどを子どもが主体となっていく、子ども会議の運営を支援します。	政策推進課

第5章 事業量の見込みと確保の方策

1. 区域の設定

本計画において、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容、実施時期を定めるにあたり、三宅町の地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、各事業の提供区域については、三宅町全体を単一区域と設定します。

2. 量の見込みと確保の方策

※本項に掲出する量の見込みは、原則として人口推計やニーズ調査の結果等を用いて算出していますが、算出結果が本町の現状の実績見込みと乖離がある場合などには、補正をしています。

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

①就学前児童の認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育の利用を希望する就学前児童について、保護者の就労状況等により、以下の3つの認定区分が設けられています。

認定区分	認定の内容	利用対象施設
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、「保育を必要とする事由※」により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、「保育を必要とする事由※」により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育

※保育を必要とする事由：次のいずれかに該当することが必要。

(【 】内は子ども・子育て支援新制度により新たに加えられた事由)

- 就労（フルタイムのほか、【パートタイム、夜間、居宅内の労働など】）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 【求職活動（起業準備を含む）】
- 【就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）】
- 【虐待やDVのおそれがあること】
- 【育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること】
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

資料：内閣府

③保育の量の見込みと確保の方策

		単 位	令和7年度				令和8年度					
			2号		3号		計	2号		3号		計
			3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳		0歳	1~2歳			
量の見込み		人	88	20	59	167	83	19	61	163		
確保の 内容	保育所 認定こども園		90	15	54	159	90	15	56	161		
	地域型保育			5	5	10		5	5	10		
不足量			0	0	0	0	0	0	0	0		

		単 位	令和9年度				令和10年度					
			2号		3号		計	2号		3号		計
			3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳		0歳	1~2歳			
量の見込み		人	93	19	49	161	94	18	48	160		
確保の 内容	保育所 認定こども園		99	15	54	168	99	15	54	168		
	地域型保育			5	5	10		5	5	10		
不足量			0	0	0	0	0	0	0	0		

		単 位	令和11年度				
			2号		3号		計
			3~5歳	0歳	1~2歳		
量の見込み		人	97	17	47	161	
確保の 内容	保育所 認定こども園		99	15	54	168	
	地域型保育			5	5	10	
不足量			0	0	0	0	

【確保の方策】

保育を希望する2号及び3号認定児童については、三宅幼児園において必要量を確保します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

①地域子ども・子育て支援事業の概要

事業の種類・名称	事業の内容
1) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
2) 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日、時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
3) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業
4) 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
5) 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
6) 利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
7) 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ・ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))
8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

事業の種類・名称	事業の内容
9) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
10) 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
11) 妊産婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
12) 子育て世帯訪問支援事業 【新設】	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業
13) 児童育成支援拠点事業 【新設】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業
14) 親子関係形成支援事業 【新設】	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業

事業の種類・名称	事業の内容
15) 妊婦等包括相談支援事業 【新設】	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業
16) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 【新設】	保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
17) 産後ケア事業 【新設】	従前より母子保健事業として実施している事業で、子ども・子育て支援法の一部改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた。退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業
18) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業
19) 実費徴収に伴う補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
20) 多様な主体の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

②事業ごとの令和5年度実績と、令和11年度までの量の見込み一覧

	単位	令和5年度実績	量の見込み					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	1年	人	30	27	25	23	24	21
	2年		18	41	33	31	28	29
	3年		19	21	29	24	22	20
	4年		14	17	19	27	21	20
	5年		6	6	7	8	11	9
	6年		6	4	3	3	4	5
	計		93	116	116	116	110	104
2) 延長保育事業	人	83	75	74	74	73	73	
3) 病児保育事業、 子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	12	24	24	24	24	24	
4) 一時預かり事業	人日	83	79	96	117	142	173	
5) 地域子育て支援拠点事業	人回	1,752	1,711	1,758	1,556	1,493	1,431	
6) 利用者支援事業	か所	2	2	2	2	2	2	
7) a. 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	0	0	0	0	0	0	
7) b. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人日	0	0	0	0	0	0	
8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	人	0	0	0	0	0	0	
9) 乳児家庭全戸訪問事業	人	39	35	35	35	35	35	
10) 養育支援訪問事業	人	2	3	4	4	5	6	
11) 妊産婦健診	人回	575	480	472	465	458	450	
12) 子育て世帯訪問支援事業	人	新設	3	4	4	5	6	
13) 児童育成支援拠点事業	人	新設	未定	未定	未定	未定	未定	
14) 親子関係形成支援事業	人	新設	未定	未定	未定	未定	未定	
15) 妊婦等包括相談支援事業	回※	新設	93	93	87	81	81	
16) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳児	人日	新設	/	1	1	1	1
	1歳児			/	1	1	1	1
	2歳児			/	0	0	0	0
	計			/	2	2	2	2
17) 産後ケア事業	人日	新設	21	21	20	19	19	
量の見込みの設定を伴わない事業								
18) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業		有	実施予定					
19) 実費徴収に伴う補足給付事業		無	未定					
20) 多様な主体の参入促進・能力活用事業		無	未定					

※妊婦等への面談実施合計回数

③事業ごとの量の見込みと確保の方策

1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (再掲)	1年	人	27	25	23	24	21
	2年		41	33	31	28	29
	3年		21	29	24	22	20
	4年		17	19	27	21	20
	5年		6	7	8	11	9
	6年		4	3	3	4	5
	計		116	116	116	110	104
確保の内容			120	120	120	120	120
不足量		人	0	0	0	0	0

【確保の方策】

放課後児童健全育成事業については、現状（令和5年度）の実利用人数が登録定員数の78%となっていることから、現状の120名までの登録を確保し、不足量を0とします。

2) 延長保育事業

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）		人	75	74	74	73	73
確保の内容			75	74	74	73	73
不足量		人	0	0	0	0	0

【確保の方策】

延長保育事業については、三宅幼稚園、ひまわりのたね保育所の延長保育により、必要量を確保します。

3) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	人日	24	24	24	24	24
確保の内容		24	24	24	24	24
病児保育事業		0	0	0	0	0
病児・病後児対応型		0	0	0	0	0
体調不良児対応型		0	0	0	0	0
非施設型（訪問型）		0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応）		0	0	0	0	0
不足量	人日	0	0	0	0	0

【確保の方策】

病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）については、田原本町の「こどもの森 阪手保育園」、香芝市の「病児保育室 ぽっぽ」、大和高田市の「土庫こども診療所 病児保育園 ぞうさんのおうち」の利用が可能となるよう、当該自治体と協定を締結するとともに、近隣の医療機関と調整を図り、必要量を確保していきます。

4) 一時預かり事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	人日	79	96	117	142	173
確保の内容		79	96	117	142	173
不足量	人日	0	0	0	0	0

【確保の方策】

一時預かり事業については、三宅幼稚園、ひまわりのたね保育所の一時預かり事業により、必要量を確保するとともに、子育て世代包括支援センター“スマイル”での事業実施も検討していきます。

5) 地域子育て支援拠点事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	人回	1,711	1,758	1,556	1,493	1,431
確保の内容（か所）		1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業		1,711	1,758	1,556	1,493	1,431
その他		0	0	0	0	0
不足量	人回	0	0	0	0	0

【確保の方策】

地域子育て支援拠点事業については、現在、同事業として実施中の子育て世代包括支援センター“スマイル”により、必要量を確保します。

6) 利用者支援事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	か所	2	2	2	2	2
確保の内容（か所）		2	2	2	2	2
利用者支援事業		2	2	2	2	2
基本型		1	1	1	1	1
特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		1	1	1	1	1
不足量	か所	0	0	0	0	0

【確保の方策】

利用者支援事業については、基本型は子育て世代包括支援センター“スマイル”で、母子保健型は健康子ども課における母子保健事業として実施します。

7) a. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	人日	0	0	0	0	0
確保の内容		12	12	12	12	12
不足量	人日	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、調査によるニーズ（量の見込み）は出ていませんが、飛鳥学院、天理養徳院、いかるが園、いこま乳児院の4か所及び奈良県に里親登録されている里親に委託し、利用の発生に備えるとともに、事業の周知に努めます。

7) b. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	人	0	0	0	0	0
確保の内容		12	12	12	12	12
不足量	人	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て短期支援事業（ショートステイ）については、調査によるニーズ（量の見込み）は出ていませんが、飛鳥学院、天理養徳院、いかるが園、いこま乳児院の4か所及び奈良県に里親登録されている里親に委託し、利用の発生に備えるとともに、事業の周知に努めます。

8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	人	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0
不足量	人	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て短期支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、調査によるニーズ（量の見込み）は出ていませんが、今後の確保について検討を進めます。

9) 乳児家庭全戸訪問事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	人	35	35	35	35	35
確保の内容		35	35	35	35	35
不足量	人	0	0	0	0	0

【確保の方策】

乳児家庭全戸訪問事業については、現在、母子保健事業として実施中の同事業により、必要量を確保します。

10) 養育支援訪問事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	人	3	4	4	5	6
確保の内容		3	4	4	5	6
不足量	人	0	0	0	0	0

【確保の方策】

養育支援訪問事業については、現在、母子保健事業として実施中の同事業により、必要量を確保します。

11) 妊産婦健診

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	人	480	472	465	458	450
確保の内容		480	472	465	458	450
不足量	人	0	0	0	0	0

【確保の方策】

妊産婦健診については、現在、母子保健事業として実施中の同事業により、必要量を確保します。

④新設事業の量の見込みと確保の方策

12) 子育て世帯訪問支援事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	人	3	4	4	5	6
確保の内容		3	4	4	5	6
不足量	人	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て世帯訪問支援事業については、現在、母子保健事業として実施中の同事業により、必要量を確保します。

13) 児童育成支援拠点事業

【確保の方策】

児童育成支援拠点事業については、関係機関との連携を図りながら、実施主体の確保等実施に向けた検討・調整を進めていきます。

14) 親子関係形成支援事業

【確保の方策】

親子関係形成支援事業については、関係機関との連携を図りながら、実施主体の確保等実施に向けた検討・調整を進めていきます。

15) 妊婦等包括相談支援事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	回*	93	93	87	81	81
確保の内容		93	93	87	81	81
不足量	回*	0	0	0	0	0

※妊婦等への面談実施合計回数

【確保の方策】

妊婦等包括相談支援事業については、こども家庭センターにおいて母子保健事業との連携を図りながら必要量を確保し、妊婦等への面談の実施及び継続的支援を通じて切れ目ない支援体制の構築を進めます。

16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （再掲）	0歳児	人日		1	1	1	1
	1歳児			1	1	1	1
	2歳児			0	0	0	0
	計			2	2	2	2
確保の内容				2	2	2	2
不足量		人日		0	0	0	0

【確保の方策】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和8年度から本格実施が予定されています。本町においては、三宅幼稚園において実施予定です。

17) 産後ケア事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（再掲）	人日	21	21	20	19	19
確保の内容		21	21	20	19	19
不足量	人日	0	0	0	0	0

【確保の方策】

産後ケア事業については、現在、母子保健事業として実施中の同事業として、近隣の助産院等に委託し、必要量を確保します。

⑤量の見込みの設定を伴わない事業の方向性

18) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【事業の方向性】

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業については、国の事業指針に基づいて事業内容等を検討し、実施します。

19) 実費徴収に伴う補足給付事業

【事業の方向性】

実費徴収に伴う補足給付事業については、国の事業指針に基づいて助成内容等を検討し、実施に向けて調整を図ります。

20) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

【事業の方向性】

多様な主体の参入促進・能力活用事業については、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

第6章 計画の推進体制

1. 住民と行政の協働による取り組みの推進

地域における子ども・子育て支援を円滑に推進するため、住民や地域のボランティア団体等との連携・協働により、事業の推進体制の強化を図ります。

2. 関係団体等との連携強化

計画の推進は行政のみでは困難であり、様々な分野でのかかわりが必要であることから、家庭・学校・地域・その他関係団体等との連携の強化を図ります。

3. 庁内における推進体制

計画を全庁的な取り組みとして総合的・計画的に推進するため、庁内各関係部署との連携を強化します。また関係部署においては、計画にもとづく諸施策が実効的に行われているかについて年度ごとに調査し、課題の検討と計画の推進を行うものとしします。

4. 国・県・近隣市町村との連携

総合的かつ効果的な子ども・子育て支援対策の推進を図るため、国・県・近隣市町村との連携を図ります。

5. 計画内容や進捗状況の周知

町広報誌やホームページ等の多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況等の情報を公開し、広く住民に周知します。あわせてこれらに対する住民の意見の聴取に努め、計画の推進等に反映させていきます。

資料編

1. 計画の策定経過

(1) アンケート調査の実施

【実施時期】 令和6年1月～2月

【実施内容】 三宅町子ども・子育て支援に関するニーズ調査

【調査対象】 ○町内在住の就学前児童及び小学生のいるすべての世帯

○町内在住の中学生 ○15歳以上18歳未満の住民

(2) 三宅町子ども・子育て会議の開催

【第1回】 令和5年11月15日（水） あざさ苑1階 集団指導室

〈主な議事〉 第3期三宅町子ども・子育て支援事業計画について
子ども・子育て支援に関するニーズ調査について

【第2回】 令和6年3月25日（月） あざさ苑1階 集団指導室

〈主な議事〉 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について

【第3回】 令和6年10月23日（水） あざさ苑1階 集団指導室

〈主な議事〉 第3期三宅町子ども・子育て支援事業計画素案について
パブリックコメントの実施について

【第4回】 令和7年2月21日（金） あざさ苑1階 集団指導室

〈主な議事〉 パブリックコメントの結果について
第3期三宅町子ども・子育て支援事業計画案について

(3) 庁内ヒアリングの実施

【1回目】 令和6年6月～8月

〈実施内容〉 第2期子ども・子育て支援事業計画の検証

【2回目】 令和6年9月～10月

〈実施内容〉 第3期子ども・子育て支援事業計画素案（施策）の確認

2. 三宅町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三宅町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(委員)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 三宅町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	職 名	任 期
子どもの保護者	中川 里美	三宅幼児園保護者会 代表者	令和5年度
	中村 恵理奈		令和6年度
	渋谷 真澄		令和6年度
	水口 和哉	三宅小学校PTA 代 表者	令和5年度
	爲本 由佳理		令和6年度
	小西 志保		令和6年度
	永安 久美子	学童保育保護者会 代 表者	令和5年度 令和6年度
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	植村 恵美	三宅幼児園 園長	令和5年度（兼務）
	徳留 宏紀		令和6年度
	森本 智士	三宅小学校 校長	令和5年度 令和6年度
	喜多 学志	ひまわりのたね保育所	令和5年度 令和6年度
	小林 智美		令和6年度
子ども・子育て支援に関して 学識経験を有する者	宮崎 博文	児童家庭支援センター あすか	令和6年度
その他町長が必要と認める者	中谷 亮一	三宅町教育委員会 事務局 局長	令和5年度
	出口 正		令和6年度
	植村 恵美	三宅町健康子ども局 局長	令和5年度（兼務） 令和6年度

4. 用語集

	用 語	解 説
あ行	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking service)の略。インターネット上で人々が情報を発信し、相互に交流できる仕組みのこと。
か行	合計特殊出生率	その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。わが国では第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25年以降急激に低下し、令和元年には過去最低の1.42となっています。
	コーホート変化率法	人口推計の手法の一つで、年齢ごとの人口変化率を基に将来の人口を予測する方法です。
	こども大綱	こども基本法に基づき、こども施策の基本方針を定めるために策定された指針。こどもの権利の保障や成長・発達を支えるための施策を総合的に推進することを目的とし、定期的に見直しながら具体的な施策を展開します。
	子ども・子育て関連3法	幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法を指し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付〈「施設型給付」〉及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)、地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実等について定めています。
	子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て関連3法に基づき、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るための制度です。新制度は平成27年4月から本格施行され、市町村では、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し実施します。国では、仕事と子育ての両立支援事業を進めます。

か行	こどもの権利条約	すべての子どもが生まれながらに持つ権利を保障するため、国際連合で採択された条約。「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの基本原則が掲げられ、子どもの最善の利益を尊重しながら各国が施策を推進することが求められています。
	子どもの貧困対策に関する大綱	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することを目的に策定。
	こども 110 番の家	地域で子どもの安全を守るための取り組みの一つで、子どもが危険を感じた際に助けを求められることができる場所のこと。一般家庭や商店、公共施設などが協力し、緊急時には子どもを保護し、必要に応じて警察や学校などへ連絡を行います。
さ行	シビックプライド	住民が自分の住む地域に誇りや愛着を持ち、その発展に主体的に関わろうとする意識や姿勢を指します。シビックプライドはまちづくりや地域活動への参加を通じて醸成され、地域の魅力向上や活性化につながる重要な要素とされています。
	女性活躍推進法	職場における女性の活躍を促進するために制定された法律です。企業や自治体に対し、女性の採用・登用の状況を把握し、行動計画の策定や公表を求めることで、働きやすい環境の整備を進めることを目的としています。
	スクールカウンセラー	学校において児童・生徒の心のケアを担当する専門職のこと。心理学の知識を活かし、いじめや不登校、家庭環境の悩みなどに対応しながら、教員や保護者と連携して支援を行います。
た行	デジタルリテラシー	インターネットやデジタル機器を適切に活用し、正確な情報を判断したり、発信する能力を指します。情報の取捨選択やプライバシー保護、ネット上の危険回避など、安全かつ効果的にデジタル技術を活用するために必要とされるスキルです。
な行	認定区分	子ども・子育て支援法では、小学校就学前の子どもについて以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて、施設型給付や地域型保育給付の対象となる利用先が決まります。 ●1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって2号認定子ども以外のもの ●2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする事由※により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

		<p>● 3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする事由※により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>[保育を必要とする事由]（次のいずれかに該当すること）</p> <p>就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）／妊娠、出産／保護者の疾病、障がい／同居又は長期入院等している親族の介護・看護／災害復旧／求職活動（起業準備を含む）／就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）／虐待やDVのおそれがあること／育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること／その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>
は行	プッシュ型広報	<p>必要な情報を受け手に対して積極的に発信し、届ける広報手法です。メール配信や SNS の通知、防災無線などが代表例で、受け手が自ら情報を探すプル型広報と対比されます。</p>
や行	幼児教育・保育の無償化	<p>子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に、令和元年10月1日から、3歳児から5歳児までの幼稚園・保育所などを利用する子どもたちの利用料が無償化されています。</p>
ら行	リトミック	<p>音楽に合わせて手遊びや体操、楽器を鳴らしながら体でリズムを覚えるなど子どもの成長に適した遊びにより、身体的・感覚的・知的に働きかけ、潜在的な基礎能力の発達を促す教育法です。</p>

三宅町 第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行／三宅町 健康子ども局 健康子ども課

〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂 848-1

電話番号：0745-43-3580